

# 2024年 海賊対処レポート

2025年3月

ソマリア沖・アデン湾における  
海賊対処に関する関係省庁連絡会



## はじめに

本レポートは、2010年以降、ソマリア沖・アデン湾の海賊の動向や我が国の取組とその成果等を取りまとめており、今般、2024年分を中心にとりまとめた。

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処については、下記の関係省庁連絡会において情報共有を行うなど、内閣官房を含めた関係省庁が一体となり、対策を検討・実施しており、引き続き、ソマリア沖・アデン湾の海賊の問題に積極的に取り組んでまいりたい。

### 【ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会】

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）が主宰し、下記構成員により、ソマリア沖・アデン湾の海賊の動向等に係る情報共有を行っている。

- 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官
- 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
- 内閣府（総合海洋政策推進事務局）
- 法務省（刑事局）
- 外務省（総合外交政策局）
- 水産庁（資源管理部）
- 国土交通省（海事局）
- 海上保安庁（警備救難部）
- 防衛省（統合幕僚監部）

# 目 次

1	ソマリア沖・アデン湾の海賊の現状	1
(1)	ソマリア沖・アデン湾について	1
(2)	ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊の現状	1
2	ソマリア沖・アデン湾の海賊に対する国際社会及び我が国の取組	9
(1)	国際社会の取組	9
(2)	我が国の取組	11
(3)	国際社会と我が国との連携・協力・交流	23
(4)	取組の成果	37
3	我が国の海賊対策に関する内外からの評価等	39
	【派遣実績】	48
	【参考資料1】	49
	【参考資料2】	50

## コラム

①	ソマリアってどういう国だろう？	7
②	最前線における部隊活動の紹介等	15
③	ソマリア沖・アデン湾における海上保安官の活動	26
④	海上保安庁の「MCT」はジブチで何してる？	27
⑤	ジブチは FOIP 推進の重要なパートナー	33
⑥	西インド洋の法の支配を支える日・セーシェル関係	35
⑦	海賊対処行動15周年！	40

# 1 ソマリア沖・アデン湾の海賊の現状

## (1) ソマリア沖・アデン湾について

我が国は、国民の経済活動・社会生活の基盤となる各種エネルギー資源や鉱物資源、農水産物やその他の資源の多くを輸入しており、貿易量（トン数ベース）の99.6%を海上輸送に依存している。このため、外航船舶の航行の安全確保を図ることは、我が国経済及び国民生活にとって極めて重要である。

ソマリア沖は、日本から約12,000

km離れた「アフリカの角」の沖合に、アデン湾は、その北側に位置する。同湾は、スエズ運河に接続する紅海の入口であるバブ・エル・マンデブ海峡の東側にあたり、アジアと欧州を結ぶ海上交通路の要衝であることから、我が国に關係する船舶<sup>1</sup>が年間約1,800隻<sup>2</sup>通航するため、我が国にとっても極めて重要な海域となっている。



## (2) ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の水賊の現状

### ア 近年の水賊・武装強盗事案の発生状況

2024年の国際商業会議所（ICC：International Chamber of Commerce）国際海事局（IMB：International Maritime

Bureau）の年次報告書によれば、同年の世界における水賊・武装強盗事案（以下「水賊等事案」という。）の発生件数は1

<sup>1</sup> 日本籍船、邦船社が運航する外国籍船及び邦船社が100%出資する海外子会社が運航する外国籍船（邦船3社（日本郵船、商船三井及び川崎汽船）のコンテナ事業の統合会社が運航する船舶を含む）。

<sup>2</sup> 内訳：自動車運搬船：約37%、コンテナ船：約20%、

バルクキャリア：約13%、ケミカル船：約11%、その他：19%。ただし、2023年11月以降、中東情勢悪化に伴い、国内外の多くの海運会社が紅海の航行を停止し、喜望峯回りの迂回航行を余儀なくされたため、2024年の航行実績は、46隻である。

16件であった。これは、被害の多かった2010年前後と比較して減少傾向にあり、ソマリア沖・アデン湾及びその周辺<sup>3</sup>

の海賊等事案発生件数の減少に大きく影響を受けているといえる。

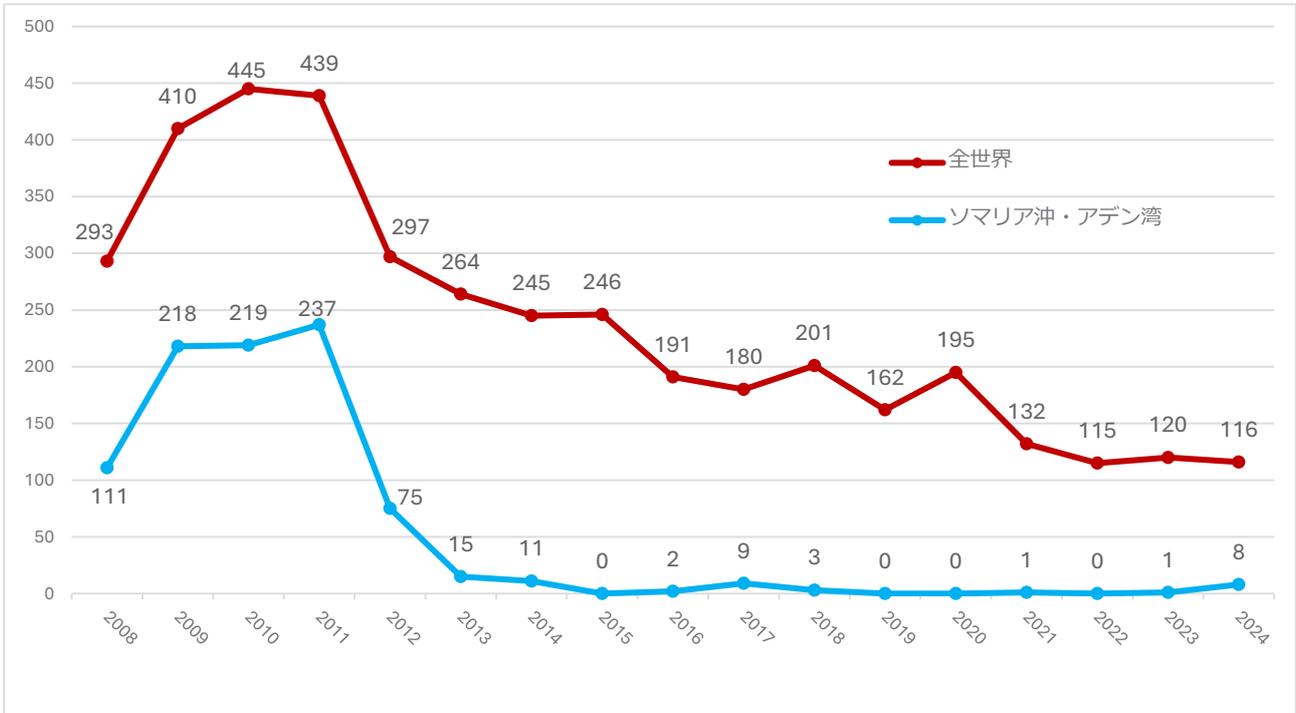


図1 全世界並びにソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊等事案発生件数 (IMB 年次報告)

ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊等事案発生件数は、2008年から2011年まで増加の一途をたどり、全世界の発生件数の半数以上を占めることとなったため、船舶航行の安全に対する脅威として大きな国際的関心を集めた。その後、国際社会の様々な取組の結果、同海域における海賊等事案発生件数は低い水準に抑えられており、2019年～2022年は、0件又は1件(未遂事案)で推移していた。しかし、近年では海賊等事

案は、2023年に1件(2017年以来となるハイジャック事案)、2024年に8件発生し、微増に転じている。

近年の減少の要因は、前述のIMB年次報告書でも指摘されているとおり、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊を含む各国海軍等による海賊対処活動の継続、商船側によるベスト・マネジメント・プラクティス<sup>4</sup>や商船への武装警備員の乗船等の自衛措置の実施といった、国際社会による海賊対策の成果の現れであるといえ

<sup>3</sup> IMB 年次報告書では、ソマリア沖・アデン湾を取り囲むアラビア海、オマーン沖、紅海等の一部を含む海域を対象としている。

<sup>4</sup> BMP: 国際海運会議所等、海運に関連の深い各種団体によ

り作成された、海賊による被害を防止するための船舶運航者による海賊行為の回避措置、船内の避難区画・シタデルの整備等をまとめたもの。

る。とりわけ、各国海軍等の部隊による海賊対処活動は、海賊に対する抑止力となっているほか、ソマリアが1991年に内戦に突入して以来、初となる統一政府が2012年に樹立されたことも要因として挙げられる。

一方で、ソマリア沖・アデン湾では、海賊のものと疑われる不審な船舶が現在でも確認されており、引き続き船舶航行の安全に対する脅威となっている。また、2023年以降の中東情勢の流動化、イエメンのホーシー派による紅海及びアデン湾における商船への攻撃等を背景に、前述のとおり海賊等事案が増加の兆しを見

せており、今後もその傾向について注視が必要である。

また、海賊発生 of 要因とされるソマリア国内の脆弱な経済・社会状況や、テロの脅威、不安定な治安及び脆弱な統治構造等の問題は解決しておらず、ソマリア自身で海賊を取り締まる能力はいまだ不十分である。かかる現状を踏まえれば、依然としてソマリア沖・アデン湾の海洋安全保障をめぐる情勢は予断を許さず、国際社会による継続した取組がなければ、再び海賊行為が多発・活発化するおそれがある。



ソマリア沖・アデン湾で発見された海賊らしき不審な船舶

### イ 海賊等事案の発生海域の変化

海賊等事案が急増した2008年当時は、その大部分がアデン湾に集中しており、その対処のために約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦・軍用機等を派遣して取締活動を強化した。同事案は、2009年には、ソマリア東方海域、特にセーシェル周辺海域で増加するようになり、2010年には、ケニア・タンザニア沖や西インド洋の広大な海域へと拡大した。

そして、2011年から2012年前半にかけては、ペルシャ湾からの石油輸送ルート付近となるオマーン沖に集中して発生するようになったが、2012年後半以降、発生件数は減少に転じていた。しかし、2023年及び2024年には民間船舶に対するハイジャック事案がソマリア沖・アデン湾で発生した。

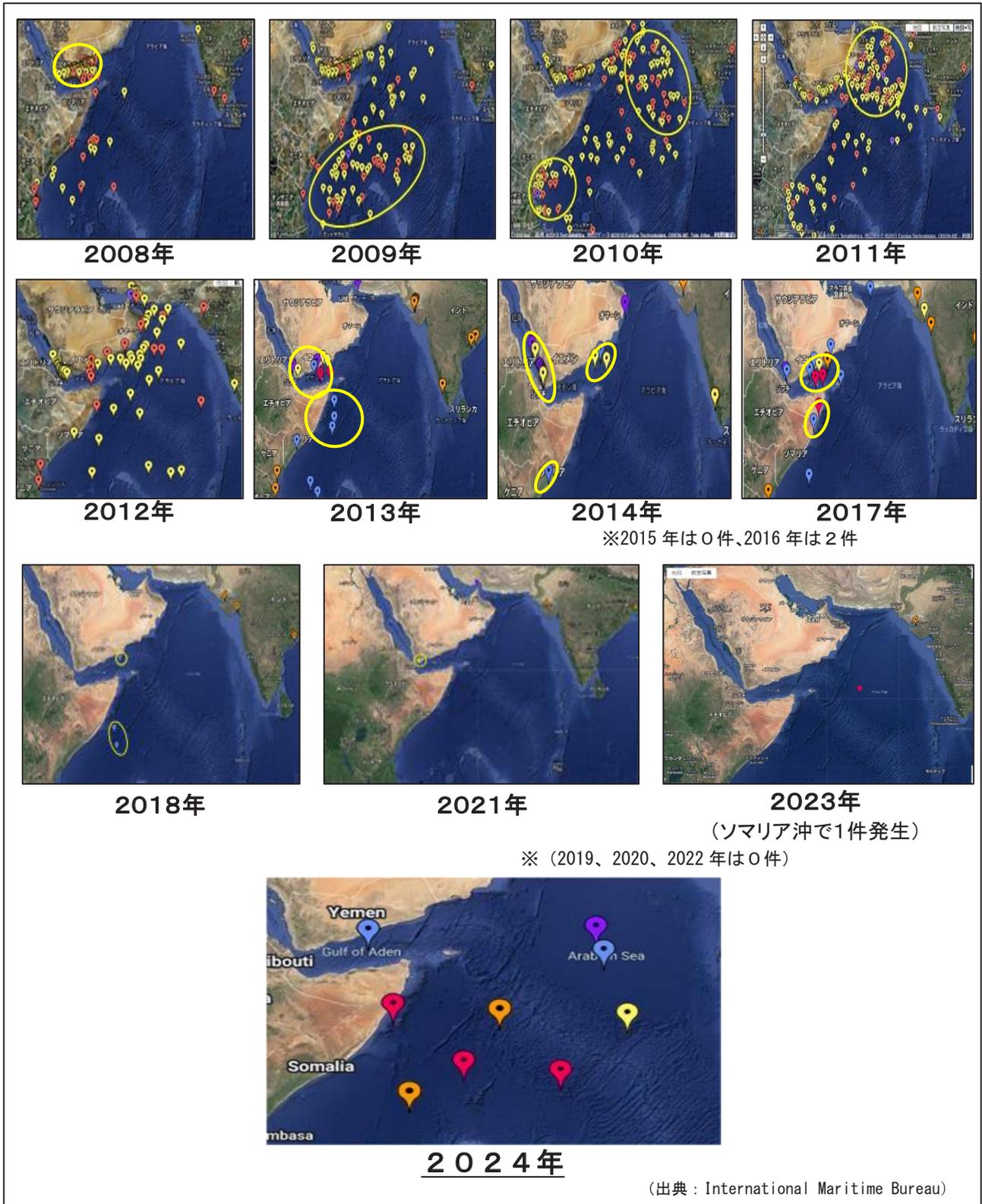


図2 海賊等事案の発生海域の推移

- 凡例：
- 📍 = 海賊に乗り込まれた事案
  - 📍 = 海賊に襲撃されたが振り切った事案(銃撃あり)
  - 📍 = 海賊に襲撃されたが振り切った事案(銃撃なし)
  - 📍 = 海賊の疑いがある事案
  - 📍 = 武装強盗事案

### ウ 年間の海賊等事案の発生傾向

海賊等事案発生件数は、ソマリア沖で季節風（モンスーン）が吹く夏と冬の一定

の時期には減少している。

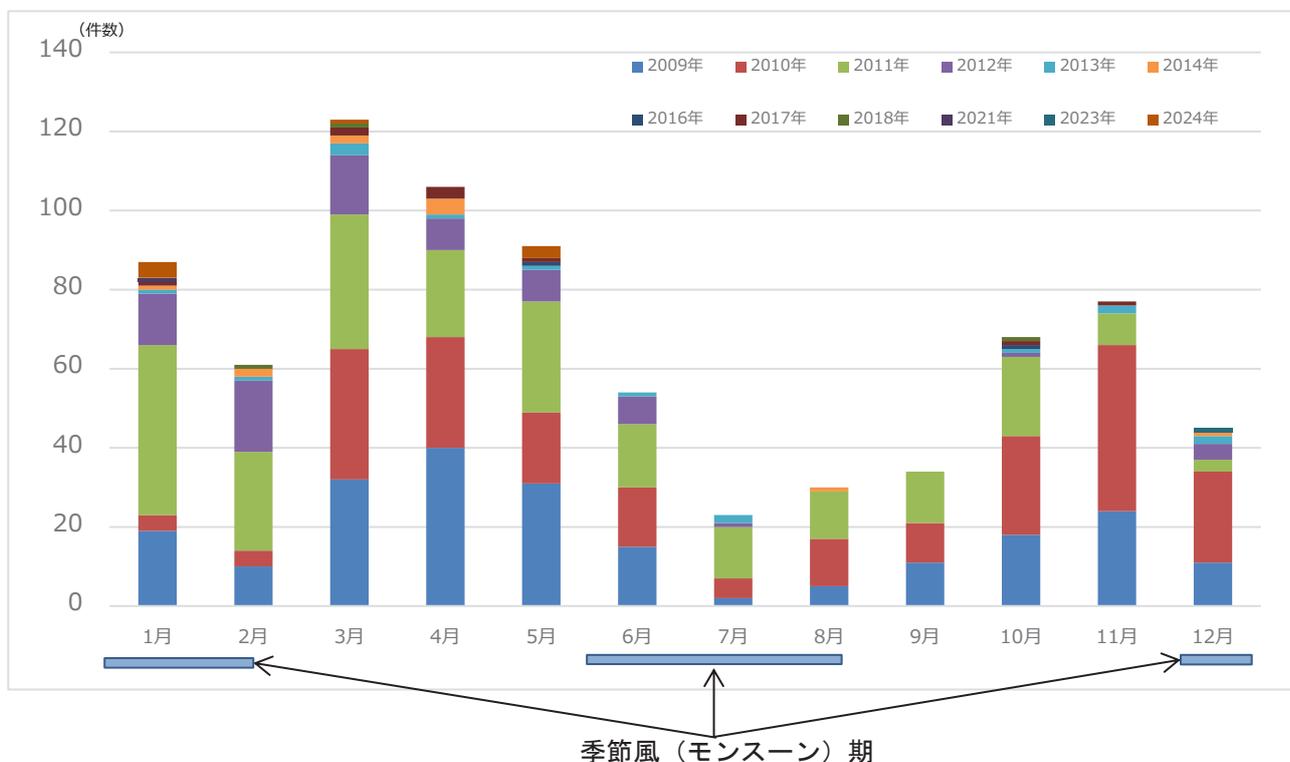


図3 ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊等事案発生件数の月別推移

※2015年、2019年、2020年及び2022年の海賊等事案発生件数は0件

### エ 海賊の手口と対処法

過去にソマリア沖・アデン湾で発生した事案は、主としてハイジャックを目的に、航行中の船舶を自動小銃やロケットランチャーで襲撃するケースがほとんどであった。その一般的な手口としては、遠方への航行能力を有する母船に数隻の襲撃用の高速小型ボートを搭載又は曳航して洋上を徘徊し、標的とする船舶に向けて同ボートで接近のうえ発砲して停船させるか、標的に接近したところで、はしごやロープを引っかけて船へ乗り込み、船舶そのものを支配し、乗組員を人質として身代金を要求することが挙げられる。

また、ハイジャックした商船や漁船を海賊母船として使用することでさらに遠洋での活動も可能となり、不意をついて他の商船を襲撃するといった事案も発生している。このほか、護衛を受けていた商船に対する襲撃や、軍艦に対する攻撃も発生した。

さらに、海賊と見られる小型ボートが距離を取りつつ商船の周囲を航行する事例も報告されており、武装警備員の有無等をうかがっていたのではないかと、という指摘もある。



商船に乗り移ろうとする海賊



ロケット・ランチャーを構える海賊



人質に向かって銃を構える海賊

海賊の襲撃やハイジャックに対する商船側の防御手段としては、①船舶の増速、ジグザグ航行、放水等の回避運動・措置の実施、②乗船中の武装警備員による威嚇・警告射撃・応戦等の実施、③軍艦等への救

援要請、④シタデルと呼ばれる船内の緊急用の避難区画への退避等がある。

IMBの年次報告書によれば、上記対応の成果もあり、2011年以降多くの船舶がハイジャックを回避している。

### オ 日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船に対する海賊等事案

ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊による日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船の近年の被害状況は、後述【参考資料1、p. 49】のとおりである。な

お、2024年に国土交通省に報告された、日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船に対する同海域における海賊による被害はない。

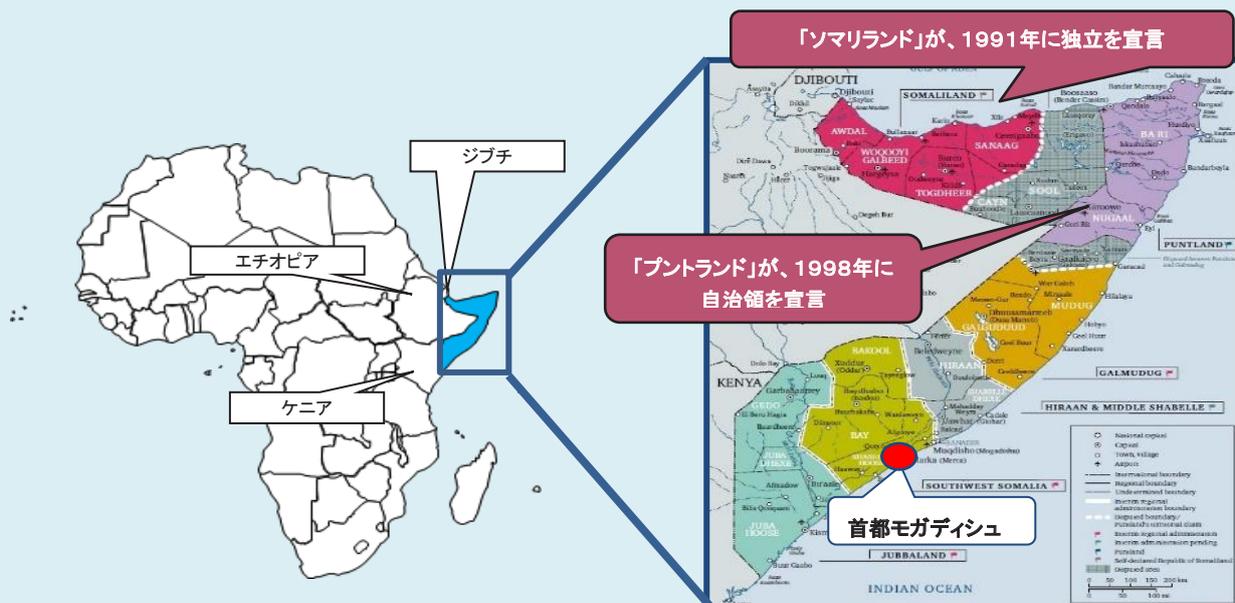
表1 各年における海賊等事案発生件数及びハイジャック回避件数（出典：IMB）

	2011	2012	2013	2014	2016	2017	2018	2021	2023	2024
ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の海賊等事案発生件数	237	75	15	11	2	9	3	1	1	8
うち、ハイジャック回避件数	209	61	13	11	2	6	3	1	0	5

※2015年、2019年、2020年及び2022年の海賊等事案発生件数は0件

## コラム① ソマリアってどういう国だろう？

ソマリア連邦共和国は、ソマリ族の遊牧民が多く住む国で、1960年にイタリア信託統治領ソマリア及び英国領ソマリランドが独立・合併して誕生しました。1991年、長く政権の座にあったバレ大統領が追放されると、氏族同士による激しい内戦に突入り、全土を実効支配する政府不在の下、北部の「ソマリランド」が独立を宣言、北東部の「プントランド」が自治を宣言するなど、国内は混乱を極めました。



※地図出典：

[https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/field/field\\_document/20150902SomaliaFederalFutureMosley.pdf](https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/field/field_document/20150902SomaliaFederalFutureMosley.pdf)

2005年、周辺諸国の仲介で暫定連邦「政府」(Transitional Federal Government (TFG))が成立し、国際社会の支援の下で和平プロセスが進められた結果、2012年、21年ぶりに統一政府が樹立されました。2022年5月には元大統領のハッサン・シェイク・モハムッド氏が大統領に選出され、平和裏に政権移行がなされました。

また、1991年以降の内戦により国内インフラが著しく破壊された影響等により、経済基盤は依然として脆弱です。さらに、同国を拠点に活動するイスラム過激派組織「アル・シャバーブ」によるテロがたびたび発生しています。2022年10月には首都モガディシュにおいて死者100名を超える爆弾テロが発生しました。かかる状況の中、2025年1月末時点で、アフリカ連合ソマリア支援安定化ミッション(AUSSOM)の平和維持部隊員約12,600人がソマリアに派遣されています。

ソマリアでは干ばつ、洪水、蝗害(こうがい)等の天災もたびたび発生しており、2020年には、過去25年間で最大規模のサバクトビバッタの発生により農作物が多大な被害を受けました。また、国連によれば、長引く干ばつのため、2023年6月の段階で660万人が食料支援を必要としているとされています。

これらの影響によって、2023年の世界銀行の統計によれば、一人当たり GDP は約 598 米ドルであり、世界最貧国の一つです。こうした貧困問題のほか、行政・治安機関の能力不足などが海賊等事案の発生しやすい要因となっています。なお、海賊等事案の発生件数は近年低い水準で推移しているものの、海賊行為を行う犯罪集団は、現在は多国籍部隊から取締りを受けるリスクがより低いと考えられる犯罪行為へと活動を多様化させているとの指摘もあり、状況が許せば再び海賊行為を活性化させる可能性があります。

対策として、人口の約 80% を 35 歳未満の若年層が占めると言われる中で、海賊や反政府武装集団などに生活の糧を求める若者に対し、雇用の機会を創出し、国の健全な成長を促すことが急務となっています。

我が国は、ソマリアにおける国家再建に向けた平和の定着と経済社会安定化のため、基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、若年層の社会統合を含めた国内産業の活性化を重点分野として支援を行っています。

## 2 ソマリア沖・アデン湾の海賊に対する国際社会及び我が 国の取組

### (1) 国際社会の取組

ソマリア沖・アデン湾の海賊問題に対処するため、これまで多くの国連安保理決議が採択され、海賊対処のための軍艦・軍用機の派遣、ソマリア周辺国での情報共有センター（ISC: Information Sharing Center）の設立支援、ソマリアに対する海上法執行能力向上支援等の協力が呼びかけられてきた。2021年に採択された安保理決議第2608号においても同様に、ソマリア領域内で各国・地域機関がソマリア沖海賊対策に必要な措置を執ることの3か月延長、軍艦・軍用機の派遣等が改めて呼びかけられたが、同決議は2022年、ソマリア政府の要請により延長されず、失効した。その後、今日に至るまで、ソマリアの海賊対処に関する新たな安保理決議は採択されていないが、国際社会による公海での海賊対処活動を含めた取組は継続されている。

2009年以来、各国、各機関、海運業界等による海賊対策や国際協力の調整・情報交換を目的として「ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CGPCS）」が設置された。CGPCSは、2022年に「違法な海上活動コンタクト・グループ（CGIMA）」

に改編され、海賊の根本原因への対処に関する国際協力を含めた関連課題について情報共有・調整が行われている。

また、G7プロセスにおいても海賊対策を含む海上安全保障に関する取組が進められており、2019年のG7ディナール外相会合共同コミュニケにて、海賊その他の海上犯罪行為の防止のための貢献がうたわれた。

EUは2008年以来、ソマリア沖に艦艇を派遣し、海賊行為の抑止等を目的とするアタランタ作戦（Operation ATALANTA）を展開しており、2024年12月、欧州連合理事会は、その活動期間を2年間延長（2027年2月まで）することを決定した。さらに、アタランタ作戦とイエメンのホーシー派による攻撃から商船を防護するために開始されたアスピデス作戦（Operation ASPIDES）の双方を支援してきたEUの「アフリカの角・海上保安センター」（Maritime Security Center Horn of Africa）は、「インド洋・海上保安センター」（Maritime Security Center Indian Ocean）に改名され、役割が強化された。

### 国連安保理決議

累次の国連安保理決議を採択し、海賊抑止のための協力を呼びかけ

第 1816 号、第 1838 号、第 1846 号、第 1851 号(2008)、第 1897 号(2009)、第 1918 号、第 1950 号(2010)  
第 1976 号、第 2015 号、第 2020 号(2011)、第 2077 号(2012)、第 2125 号(2013)、第 2184 号(2014)、第 2246 号(2015)  
第 2316 号(2016)、第 2383 号(2017)、第 2442 号(2018)、第 2500 号(2019)、第 2554 号(2020)、第 2608 号(2021)

### CGIMA（違法な海上活動コンタクト・グループ）会合

国連安保理決議第 1851 号に基づき、ソマリア沖海賊対策に関する国際協力の枠組みとして 2009 年 1 月に CGPCS（ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ）が設立され、その後定期的に会合が開催された。2009 年の第 4 回会合では日本が議長国を務めた。

海賊等事案の減少に鑑み、2022 年の第 24 回会合で対応範囲の拡大と名称の変更につき合意した。

2023 年 5 月、CGIMA に改編後、初となる会合がケニア主催で開催され、ソマリア沖・アデン湾周辺の高齢対策行動に関する情報共有や、海賊の根本原因への対処のためのソマリア及び地域に対する能力開発支援、違法・無報告・無規制（IUU）漁業や密輸等の対策の重要性につき意見交換が行われた。

CGIMA は年 2 回のペースで実務者間会合を開催しており、2024 年 9 月の第 2 回会合では、2025 年からケニアに代わりセーシェルが議長国を務めることが承認された。

### その他の国際会議

#### ○IMO ジブチ会合

2009 年 1 月、国際海事機関（IMO）はソマリア周辺海域海賊対策会合（ジブチ会合）をジブチにて開催し、ソマリア周辺の 16 か国が参加。周辺国の海上保安能力強化の重要性を強調し、海賊対策に関する「ジブチ行動指針」を採択。（日本、米国、英国等はオブザーバー参加）

#### ○G7 ディナー外相会合共同コミュニケ（2019 年 4 月 6 日）

「我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋ガバナンス、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上での、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7+ギニア湾フレンズ・グループ、アジア海賊対策地域協力協定の活動を称賛する。我々は、ヤウンデ行動指針の運用における進展を賞賛し、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に対処するための各国及び地域主導の取組を前進させる上でのより一層の進展を奨励する。」

#### ○第 8 回アフリカ開発会議（TICAD8）

チュニス宣言（2022 年 8 月）

「海賊、違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び他の海上犯罪との闘いを含む海洋安全保障に関連する地域的及び国際的取組を促進し、国連海洋法条約（UNCLOS）を始めとする国際法の諸原則に従って規則に基づくルールを基礎とした海洋秩序を維持することの重要性を強調する。」

図 4 国際社会による対策（2025 年 1 月現在）

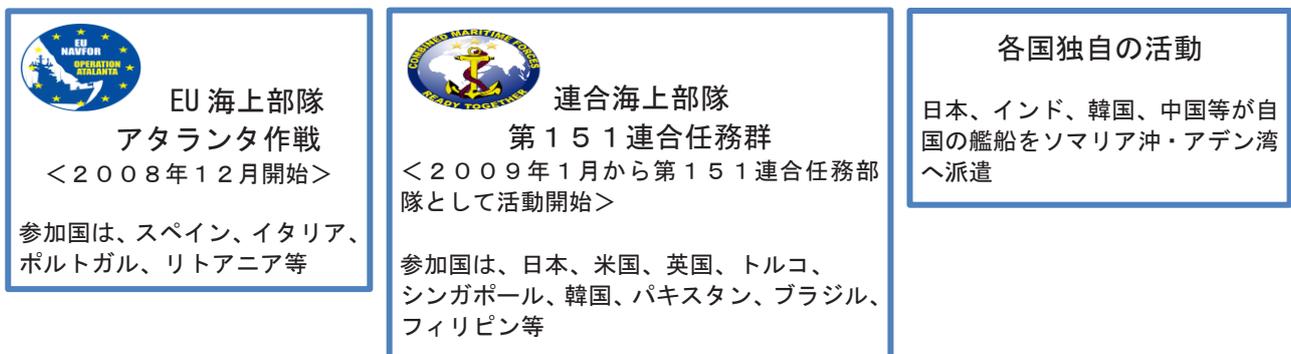


図 5 各国・各機関による海賊対策概況（報道等公開情報による）

(2) 我が国の取組

ア 海賊対処行動のこれまでの経緯と活動概要

(ア) これまでの経緯

2009年3月、内閣総理大臣の承認を得て海上警備行動が発令され、海賊対処のために海上自衛隊の護衛艦2隻(司法警察活動のための海上保安官8名が同乗)をソマリア沖・アデン湾に派遣して、同湾を通航する商船等の護衛活動を開始した。また、同年5月、海上自衛隊のP-3C哨戒機2機を派遣し、翌月、同湾の警戒監視活動を開始した。

2009年6月に「海賊行為の処罰

及び海賊行為への対処に関する法律」(以下「海賊対処法」という。)が成立し、翌月から同法に基づく海賊対処行動として、自衛隊の部隊(海賊行為への対処を護衛艦により行う部隊と航空機により行う部隊。護衛艦には引き続き海上保安官が同乗。)が、アデン湾に面するジブチを拠点に、ソマリア沖・アデン湾において海賊行為に対処するための護衛活動及び警戒監視活動を行っている<sup>1</sup>。

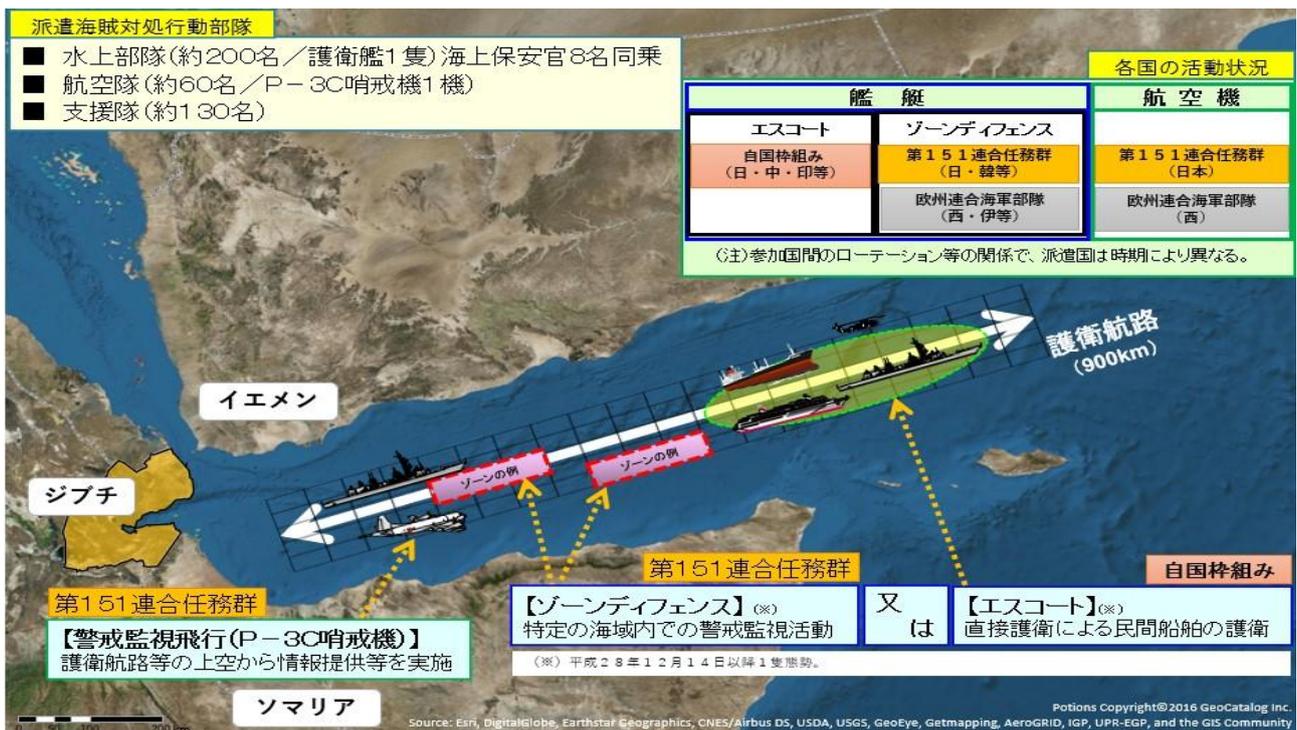


図6 自衛隊の海賊対処行動の概要

<sup>1</sup> 海賊対処行動のため派遣された自衛隊の部隊が対処した 主な事案の概要は後述【参考資料2、p. 50】のとおり。

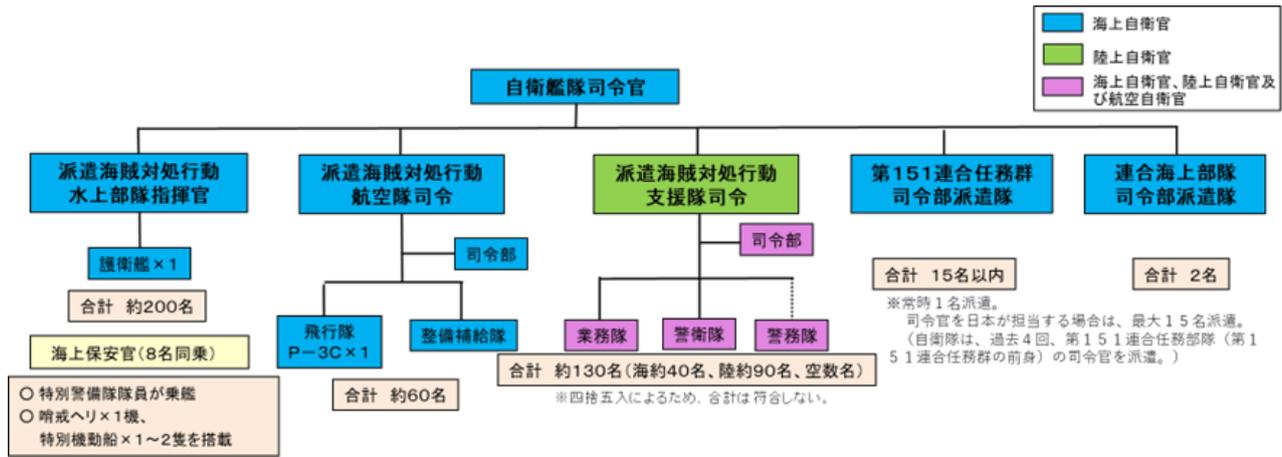


図7 派遣海賊対処行動部隊の体制

(イ) 活動概要

○ 派遣海賊対処行動水上部隊

派遣海賊対処行動水上部隊は、海上自衛隊の護衛艦により海賊行為への対処を行うための部隊であり、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒に当たるゾーンディフェンス方式<sup>2</sup>により、航行する船舶の安全確保に努めている。

当初は、護衛艦2隻により活動を

○ 派遣海賊対処行動航空隊

派遣海賊対処行動航空隊は、海上自衛隊のP-3C哨戒機により海賊行為への対処を行うための部隊であり、連合海上部隊の第151連合任務群との調整により決定した飛行区域において警戒監視を実施し、不審な船舶の確認を行うと

実施していたが、民間武装警備員の乗船などの民間船舶による自衛措置の実施が浸透してきたこともあり、直接護衛の所要は減少傾向に転じた。こうした傾向は今後も継続すると見込まれたことから、2016年11月1日、翌月にアデン湾で活動を開始する第26次水上部隊から、護衛艦の隻数を1隻とすることを閣議決定した。

もに、護衛艦、他国艦艇及び民間船舶に対し情報提供を行っている。これにより、民間船舶は海賊を回避し、他国艦艇は効率的に警戒監視を行うことが可能となり、海賊行為の未然防止に大きく寄与している。

<sup>2</sup> 艦艇が特定の海域の中にとどまって警戒監視を行うことにより、航行する船舶を海賊行為から防護する活動。担当海域は、ソマリア沖・アデン湾のうち、第151連合任

務群司令部から参加する各国の部隊の艦艇に対して割り振られる。

また、P-3C 哨戒機はジブチを拠点に活動しているが、同拠点におけるこれまでの同機の運用実績を踏まえ、必要な補用品や整備器材等を配置し、同拠点の整備基盤を整えた。

これにより、万が一、任務機に故障が生じた場合でも、現場で適切に修理を行った上で、任務を継続することが可能となった。そのため、P-3C 哨戒機 2 機により行っていた活動を、1 機であってもこれまでと同水準で実施できる見込みとなった。

○ 派遣海賊対処行動支援隊

派遣海賊対処行動支援隊は、航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に

加えて、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、こうした状況に適切に対応するため、固定翼哨戒機を我が国周辺で最大限運用していく必要性が高まっている。

これらを踏まえ、2023年11月7日、活動に従事する P-3C 哨戒機の機数を 1 機とすることを閣議決定し、翌月から同機 1 機により活動を実施している。

整備された活動拠点において、同拠点の警備や維持管理などを実施している。

○ 第 151 連合任務群司令部派遣隊及び連合海上部隊司令部派遣隊

バーレーンに本部を置く連合海上部隊は、2009年1月に海賊対処のための多国籍部隊として、第151連合任務群の前身である第151連合任務部隊を設置した。第151連合任務群（改編前の第151連合任務部隊を含む。）へは、これまでに米国、オーストラリア、英国、トルコ、韓国、パキスタン、ブラジル、フィリピン等が参加している。

我が国は、海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014年7月、自衛隊から第151連合任務部隊司令部に司令官・司令部要員を派遣する方針を閣議

決定し、翌月以降、同部隊司令部要員として海上自衛官を派遣している。また、同部隊の司令官は、約3～4か月ごとに参加国の間で持ち回りにより交代しており、自衛隊からは2015年5月下旬から同年8月下旬、2017年3月上旬から同年6月下旬、2018年3月上旬から同年6月下旬及び2020年2月下旬から同年6月下旬までの間、海上自衛官を同部隊司令官として派遣している。

2021年6月、連合海上部隊及び第151連合任務部隊は、効率的な部隊運用を目的とした組織改編を実施した。自衛隊は、引き続き国際社会と連携して海賊対処行動に

取り組むために、組織改編後の連合海上部隊及び第151連合任務部隊から改編された第151連合任務群にも司令部要員を派遣している。

なお、第151連合任務群司令部及び連合海上部隊司令部と参

加部隊との関係は、指揮関係ではなく、連絡調整の関係であり、参加部隊はそれぞれの国内法・能力的制約の範囲内において行い得る活動を実施することとなっている。

## コラム②-1 最前線における部隊活動の紹介等

### ～派遣海賊対処行動中の普段の生活・勤務～

第49次派遣海賊対処行動水上部隊である護衛艦「むらさめ」は、ソマリア沖・アデン湾を活動海域として、航行船舶の安全を確保するため警戒監視活動にあたっています。

乗組員は洋上において、海賊事象をはじめとする不測事態に備えた日々の訓練を行うとともに、24時間の当直体制による警戒任務を行っています。また、本活動は日本を出港してから帰国まで約半年に及ぶものであることから、任務と休養のバランスを考慮しながら任務に従事しています。

日々の生活の一部を紹介しますと、例えば海上自衛官の資本となる体力の錬成については、余暇の時間を利用した自主的な運動を行っており、船の甲板の上を周回するランニングや、ダンベルなどのトレーニング器具を使用した筋力トレーニングを行い、体力錬成に努めるとともに心身のリフレッシュを図っています。

また、海上自衛隊の長期派遣行動において、身だしなみを整える上での問題となる「散髪」については、洋上においては長期派遣行動経験の豊富な隊員が我流で身に着けた散髪技術を駆使し、乗員同士で散髪し合う光景が目にとれます。

他方、岸壁入港中に見知らぬ土地で理髪店を探し、言語の壁を越えて未知の髪型にチャレンジするのも楽しみの一つであり、乗員一人ひとりが工夫を凝らして身だしなみを整えています。

このように、勝手が全く異なる海外や艦上、洋上などの環境にあっても、生活様式を柔軟に適応させつつ、日々楽しみをもって任務に邁進しています。

2024年、護衛艦「むらさめ」は就役30周年を迎えました。艦齢からすると「老体」に近い船ですが、海上保安庁派遣捜査隊含む全乗員『チーム「むらさめ」』一丸となって、安全、確実な任務遂行を目指し、無事に帰国を果たす所存です。

【第49次派遣海賊対処行動水上部隊護衛艦「むらさめ」艦長 2等海佐 早川 正紘】



トレーニングの様子



艦内における散髪の様子

## コラム②-2 最前線における部隊活動の紹介等

### ～派遣海賊対処行動水上部隊 派遣隊員家族の声～

2024年10月から夫にとって自衛隊生活2回目の海外行動となりました。1回目の行動は結婚してから1週間後の出国であり、期間が約2ヶ月ということで寂しさと不安はありましたが、そこまで長くはなかったためなんとか乗り越えることができました。

2回目の行動となる今回、夫は護衛艦乗りであり、普段から家にいないこともあるため多少は慣れていたものの、半年間という長期行動は初めてで、まだ結婚してから7ヶ月という短い期間で2回目の海外行動となりせっかく結婚して幸せな生活が待っていると思っていたのに、寂しい思いと不安ばかりで毎日涙が溢れていました。ですが、艦の家族通信メールで夫と毎日連絡をとる中で、夫も大変な環境で頑張ってくれているということを知り、私自身も頑張らなくてはいけません、気持ちを落ち着かせると徐々に不安な気持ちは薄れていき、今は最初に比べて落ち着いて過ごせています。

帰国までは長いですが、怪我、事故なく任務を終えて、たくさんのお土産話を笑顔で話してくれることを楽しみにしています。元気に帰国した夫と、これから一緒に過ごす時間を今まで以上に大切にしていこうと思います。

【若林 莉乃（夫：第49次派遣海賊対処行動水上部隊 護衛艦「むらさめ」  
射撃員 海士長 若林 瑠希亜）】

## コラム②-3 最前線における部隊活動の紹介等

### ～派遣海賊対処行動航空隊～

第55次派遣海賊対処行動航空隊は、2024年8月上旬から2024年12月下旬までの間、ソマリア沖・アデン湾において船舶の安全確保に寄与するため、警戒監視活動及び中東地域における情報収集活動に従事しました。



P-3C 哨戒機を前に

我々が活動するソマリア沖・アデン湾は、我が国のみならず国際社会にとって、ヨーロッパや中東と東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たります。当海域における海賊事象は、自衛隊を含む各国の部隊や国際社会の継続的な取り組みに加え、船舶自身の自衛措置等により、現在、低い水準で推移しています。しかし、周辺国における海賊を生み出す根本的な原因の解決には未だ至っておらず、海賊の存在は引き続き国際社会に脅威を与えています。加えて、昨今の中東地域における緊張は高まる一方であり、予断を許さない状況にあります。

2009年に海賊対処任務が開始されてから、今次隊では節目となる海賊対処任務第333回目及び情報収集任務第777回の任務飛行を達成しました。これまで国際社会と連携しつつ諸先輩方が積み上げてきた活動は、ソマリア沖・アデン湾での海賊行為の抑止と、我が国にとって重要な海上交通の安全確保に大きく貢献してきたものであり、この歴史に新たな1ページを刻むことができたことを誇りに思います。

今後も、ここ灼熱のジブチ共和国を拠点として、海上交通の安全確保のため隊員一同誇りを胸に、日々の任務に邁進していく所存です。



任務飛行回数節目の記念撮影

【第55次派遣海賊対処行動航空隊司令 2等海佐 高橋 慶多】

## コラム②-4 最前線における部隊活動の紹介等

### ～派遣海賊対処行動支援隊～

派遣海賊対処行動支援隊は、海上自衛隊艦艇（護衛艦）によるソマリア沖・アデン湾での海賊対処を行う派遣海賊対処行動水上部隊と、海上自衛隊航空機（哨戒機）による同海域での警戒・監視等を行う派遣海賊対処行動航空隊の任務遂行を支援することを主たる任務として2014年に編成され、これまでに約2,600名の隊員が活動してきました。

また、自衛隊ジブチ活動拠点は自衛隊の唯一の海外の活動拠点として、主に海賊対処に任ずる部隊が活動する基盤となっています。拠点が所在する東アフリカ地域は、情勢が不安定なことに加え、日本から約9,000km以上も離れていることから、現地のジブチ政府・軍・住民の協力を取り付け、併せてジブチに所在する米・仏・伊等各国駐留軍と連携することで、拠点としての機能を維持することも、支援隊の大きな役割の一つです。



日米防衛交流の写真



警衛の写真

また、現地で海賊対処の任務を遂行する各国軍は、海賊の活動を直接監視・排除するものから、海賊の被害を未然に防ぐため、アデン湾に関与する各国が関与する地域海洋安全保障の枠組み作りや、アデン湾周辺国の軍隊等の能力、特に沿岸監視能力の構築・強化の取り組みを促進しており、我々も関係国と協力して関与を始めています。

加えて、昨今の中東・アフリカ情勢等を踏まえ、同地域の邦人等の安全確保においても、自衛隊拠点及び拠点所在部隊の活用が求められており、我々派遣海賊対処行動支援隊に期待される役割は、更に拡大しています。今後も、情勢の変化に応じ、あらゆる事態に対応できる部隊として活動していく所存です。

【第22・23次派遣海賊対処行動支援隊司令 1等陸佐 富永 誠】

イ 2024年の海賊対処行動の実績

(ア) 護衛艦による護衛活動

- 護衛回数：2回（累計<sup>3</sup>877回）
- 護衛隻数：3隻（累計3,955隻）

- <内訳>
- ・日本籍船 0隻（累計26隻）
  - ・邦船社<sup>4</sup>が運航する外国籍船0隻（累計701隻）
  - ・その他の外国籍船3隻（累計3,228隻）



商船を護衛する護衛艦



着艦する艦載ヘリ

(イ) 被護衛船舶の概要

被護衛船舶について、船舶の種類別に見ると、原油タンカー1隻、ケミカルタンカー1隻、ばら積み船1隻であった。

また、船舶運航会社の国籍別では、韓国が2隻、インドが1隻であった。

船籍別では、パナマ籍船が2隻、インド籍船が1隻であった。

乗組員の国籍別では、インド人が全体（67人）の約39%、次いでインドネシア人が約30%を占めていた。



図8 被護衛船舶の乗組員の国籍

<sup>3</sup> 海賊対処法に基づく護衛開始以来の累計を示す。以下同じ。

<sup>4</sup> 邦船3社（日本郵船、商船三井及び川崎汽船）が計100%出資する外国の船舶運航会社を含む。

(ウ) P-3C 哨戒機による監視活動

- 飛行回数：142回（累計3,369回）
- 飛行時間：約943時間（累計約24,050時間）
- 確認した商船数：4,873隻（累計287,251隻）
- 護衛艦、諸外国艦艇等及び商船への情報提供回数：157回  
（累計16,405回）



船舶の識別を行う P-3C 搭乗員



ジブチ拠点で P-3C 哨戒機の整備を行う整備員

## ウ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

2008年にアデン湾における海賊等事案の発生件数が急増し、2010年以降には被害がインド洋やアラビア海にまで拡大した。

このような状況に対し、他の主要海運国においては、当該海域を航行する自国船舶に小銃を所持した民間武装警備員の乗船を認める措置を講じており、我が国においても国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶（日本籍船）について、同様の措置を講じることがその航行の安全を確保する観点から強く求められていた。

このため、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が

第185回臨時国会で可決・成立し、2013年11月30日に施行された。これにより、国民生活に不可欠で輸入に依存せざるを得ない物資の輸送に従事する日本船舶であって、海賊行為の対象とされるおそれが高いものについて、国土交通大臣の認定を受けた警備計画に従って警備を実施する場合には、海賊行為による被害を防止するために小銃を用いた警備が実施できるなどの特別の措置を講ずることが可能となった。また、2022年12月1日には、同法施行令の改正により、対象船舶が拡大<sup>5</sup>された。

### ●海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成25年法律第75号) 平成25年11月13日成立、平成25年11月30日施行、令和4年12月1日改正

海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けた警備会社により実施される警備について、一定の要件を満たす警備員が小銃を所持した警備を行うことができることとする等の所要の措置を講ずる。

#### 概要

凶悪な海賊行為が多発している海域を航行する原油タンカー等において、小銃(ライフル銃)を所持した民間警備員による警備の実施を認めるため、銃刀法の特例等を規定する。

- ① 対象海域：海賊多発海域に限定。  
対象船舶：海賊行為による被害を受けやすいハイリスクの日本船舶に限定。
- ② 警備を実施しようとする船舶所有者に対し、船舶ごとに、使用する警備会社・警備の実施方法等について記載した警備計画を作成し、国土交通大臣の認定を得ることを義務付ける。
- ③ 警備会社(→役員の犯歴や訓練体制等)、及び警備員(→犯歴・技能・知識)について、一定の要件に該当する旨の国土交通大臣の審査・確認を受けたものに限る。
- ④ 認定を受けた計画に従う場合、小銃(ライフル銃)を所持した警備を行うことができる。



海賊多発海域において国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の安全を確保

<sup>5</sup> 当初の原油に加え、石炭、鉄鉱石、小麦、大豆、塩、液化天然ガス、ナフサ、メタノールの輸送の用に供する

船舶を追加。

海賊多発海域（法第2条第2号・令第1条）

図の青線及び陸岸により囲まれた海域のうち、**公海**である海域



<参照条文>

- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（抄）（定義）
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 二 海賊多発海域 海賊行為が多発している海域のうち、海賊行為による日本船舶の被害の防止を図ることが特に必要なものとして政令で定める海域をいう。
- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）

（海賊多発海域）

第一条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める海域は、北緯八度五十二分東経七十八度八分の点と北緯六度五十六分東経七十九度五十四分の点を結んだ線、北緯七度二分東経八十一度五十分の点、南緯十度東経八十一度五十分の点及び南緯十度東経三十九度四十八分の点を順次結んだ線、北緯二十五度五十九分東経五十六度二十四分の点と北緯二十五度五十分東経五十七度十九分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）に限る。）とする。

エ 遠洋漁船に係る海賊情報に関する漁業協同組合等との連携

我が国の遠洋漁船が海賊被害を受けた場合などには、当該漁船の船主や、所属する漁業協同組合等（以下「漁協等」という。）が当該情報に最初に接することも想定される。

このため、水産庁においては、漁協等

と連携しつつ被害情報の把握に努めるとともに、漁協等が所属船舶等に対し注意喚起等の関連情報を提供することが有効であることから、漁協等に対し必要な注意喚起・情報提供等を行っている。

### (3) 国際社会と我が国との連携・協力・交流

#### ア 各国派遣部隊との連携・協力による海賊対処

ソマリア沖・アデン湾においては、我が国が参加する第151連合任務群が、参加各国の派遣部隊に対しアデン湾内の担当海域を割り振るとともに、ソマリア東岸沖の護衛任務を主任務とする EU 海上部隊と艦艇の配備について調整しつつ、各国が協調して効果的かつ効率的に海賊対処行動を実施している。

我が国の護衛艦は、日本関係船舶に限らず、その他の外国籍船から依頼を受けて当該船舶を護衛することがあり、また、日本関係船舶が各国派遣部隊に護衛されてアデン湾を通過することもある。

また、我が国の P-3C 哨戒機による警戒監視で得られた情報については、

我が国護衛艦や日本関係船舶のみならず、海賊対処を行う諸外国の部隊やその他の外国籍船にも提供しており、各国派遣部隊から得られた情報が、護衛艦や日本関係船舶に提供されることもある。

このように、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処は、我が国の護衛艦及び P-3C 哨戒機と諸外国の部隊とが連携・協力しながら、日本関係船舶とその他の外国籍船とを分け隔てることなく実施している状況である。

なお、連合海上部隊司令部及び第151連合任務群司令部とは要員の派遣や機を捉えた表敬等を通じて、常に緊密な連携を確保している。

#### イ 各国派遣部隊との連携向上のための努力

我が国は、定期的にはバーレーンにおいて行われる SHADE (Shared Awareness and Deconfliction) 会議に参加し、各国との連携向上を図っている。当該会議は、ソマリア沖・アデン湾に部隊を派遣して海賊対処等を行う連合海上部隊・EU 海上部隊や中国・インド等がメンバーとなっており、各国派遣部隊による海賊対処を効率化させるための運用調整や情報共有を図るほか、海運業界との関係強化等にも取り組んでい

る。

また、海賊対処活動において協力する各国部隊間の連携の強化及び情報共有を図るため、アデン湾において、2013年12月に日米韓共同訓練を実施したほか、2014年9月からは、EU 海上部隊等とも共同訓練を実施するなど、海賊対処に係る国際的な連携・協力を一層強化する取組も推進している。

[参考] 派遣海賊対処行動部隊と EU 海上部隊との共同訓練の実績（2024年）

時期	自衛隊の部隊	EU 海上部隊	訓練項目
4月	護衛艦「さざなみ」	イタリア艦艇「MARTINENGO」	近接運動、クロスデッキ※
9月	護衛艦「さみだれ」	スペイン艦艇「NUMANCIA」	戦術運動、近接運動、クロスデッキ※
12月	護衛艦「むらさめ」	スペイン艦艇「SANTA MARIA」	戦術運動、クロスデッキ※

※互いの艦載機を発着艦させる訓練



日 EU（伊）共同訓練



日 EU（西）共同訓練

## ウ ソマリア沖・アデン湾周辺国に対する連携協力及び法執行能力向上支援

### （ア） 拘束した海賊の護送に係る連携協力

海上保安庁は、ソマリア沖・アデン湾において拘束した海賊の護送手続慣熟のため、例年、海上保安庁航空機をジブチ共和国等に派遣し、海賊護送訓練を実施してきた。しかし、2020年2月の派遣を最後に、新型コロナウイルス感染症の影響により、航空機の派遣及び訓練の実施を一時中断していた。

近年、順次各国の水際対策が緩和されてきたことから、2023年4月、ジブチ共和国沿岸警備隊、護衛艦まき

なみ及び海上保安庁のソマリア周辺海域派遣捜査隊の3機関による海賊護送訓練を実施し、事案発生時の連携協力を確認した。さらに、2024年9月には海上保安庁職員をジブチ共和国に派遣し、ジブチ沿岸警備隊や空港関係者等と面会し、当庁航空機を派遣した訓練の再開に向けた実務者会議を開催した。そして、2025年2月、海上保安庁航空機をジブチ共和国へ派遣し、5年ぶりにジブチ共和国沿岸警備隊と海賊護送訓練を実施した。



制圧訓練の様子

(イ) 海上犯罪取締りに関する研修

海上保安庁は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力のもと、2023年6月から約1か月間、ジブチ共和国を始めとする世界各地の海上保安機関職員を日本に招へいし、JICA 課

題別研修（海上犯罪取締り）を実施した。研修では、海賊対策に関する講義や制圧訓練、犯罪捜査資器材取扱いに関する実習等を行い、参加各国の海上における法執行能力向上を支援した。

(ウ) ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト

海上保安庁は、JICA の協力のもと、2019年10月に「ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3」を開始した。2023年には、1～2月、7月及び10月に短期専門家として海上保安官をジブチに派遣し、

ジブチ沿岸警備隊職員に対して海上犯罪の取締り等に必要となる逮捕制圧技術の指導や立入検査訓練、船舶移乗訓練を行い、法執行能力向上を支援した。

エ 海賊情報の提供

海上保安庁では、海賊等事案が発生した際、航行警報発出による日本関係

船舶等への注意喚起を実施している。

### コラム③ ソマリア沖・アデン湾における海上保安官の活動

ソマリア沖・アデン湾に派遣される海上自衛隊の護衛艦には、海賊事案が発生した場合の被疑者の逮捕、取調べ、採証等の司法警察活動を行うため、海上保安官がソマリア周辺海域派遣捜査隊として同乗しています。

我々、派遣捜査隊は、任務に就く前にソマリアの文化、言語、風習及び歴史等を学ぶ等の各種準備を整え、2024年2月1日、第4護衛隊護衛艦「さざなみ」に乗艦し広島県呉港からソマリア沖・アデン湾に向け出国しました。

現場海域に向かう航海中、護衛艦「さざなみ」の海上自衛官と共に海賊対処にかかる研修や訓練を通して、お互いの知識及び技能を高め、来たる任務に備えました。現場では海上自衛官と連携して警戒監視及び情報収集を実施するとともに、海賊事案発生に備え各種訓練を実施しました。

また、広大なソマリア沖・アデン湾では各国艦船も活動しており、期間中これら外国艦船と連携訓練や意見交換を実施することで、それぞれが行う海賊対処活動についても理解を深めることができました。

我々第47次隊の配備期間中、幸いにして海賊対処にかかる司法警察活動を行う機会はありませんでしたが、他国艦船は海賊事案に対応しており、ソマリア沖・アデン湾における船舶交通の安全確保のためには引き続き我が国をはじめとする各国の不断の努力が必要なのだと改めて感じました。

ソマリア沖・アデン湾は我が国から遥か遠く、酷暑でかつ、いつ何時海賊事案が発生するかもしれないという緊張状態が継続し、隊員一人ひとりの肉体的、精神的負担は大きく過酷な任務となりましたが、護衛艦「さざなみ」乗組員及び関係機関の皆様のご支援とご協力を得ることで無事に約4か月の現場配備を終え、第48次隊に任務を引き継ぐことができました。

最後に、我々を支えていただいた関係各位及び長期間隊員を送り出していただいたご家族各位に心から感謝申し上げます、今回の貴重な海外派遣の経験を糧に引き続き業務に邁進してまいります。

【第47次ソマリア周辺海域派遣捜査隊隊長 古川啓輔】

## コラム④ 海上保安庁の「MCT」はジブチで何してる？

海上保安庁の MCT とは、「Mobile Cooperation Team」の頭文字をとったもので、増加している外国海上保安機関からの能力向上支援要請に対応するため、2017年10月に設立したチームです。

昨年、コラムで MCT のジブチにおける活動を紹介させていただきましたが、現在もジブチ沿岸警備隊 (DCG) を対象に職員の能力向上のために、海上法執行等に関する訓練を行っています。

訓練内容そのものに昨年以來大きな変化はありませんが、今までと異なり日本側が DCG 職員に教えるスタイルから、DCG 研修員 (指導官候補生と呼称) が新人隊員 (新入生) へ制圧術などの教育訓練を実施するところに MCT が立ち会って、指導方法などに関する指導を行い始めました。いわゆる指導官への指導です。

これからの DCG を背負っていく指導官の職員ですから、単に他の職員に教えれば良いというわけにはいかず、安全管理に配慮しながら、順を追って適切に訓練を計画し実施しなければなりません。最近では、指導官候補生への指導を繰り返し実施してきたことにより、事前準備の作業にも少しずつ慣れてきたと感じます。

しかし、簡単に進まないのが現地事情であり、悩ましいところです。

### 【困惑した点】

例えば、訓練計画書を作成するとき、最近ではパソコンで作成し、必要に応じて印刷を行い参加者に紙などで共有することがあると思います。

しかし、当地では、紙が高価などの事情を踏まえ、職員の多くが用いているアプリケーションによる共有が一番の良策であると判明したため、各人のスマートフォンを活用して訓練計画書の作成・共有を行うこととなりました。

当初は戸惑いも覚えましたでしたが、リスク管理の観点から現在ではこの方法が良かったと思っています。

### 【今後】

MCT が指導している海上法執行の内容は、容疑船の追跡・停船、容疑船舶への移乗、容疑者の制圧、容疑船への立入検査であり、これらを一連の流れで実施します。

そのため、各訓練の熟練度が上がれば、それぞれがスムーズに繋がるように訓練を実施する必要がありますが、訓練ごとに熟練度合いが異なるところに難しさを感じています。



船舶移乗訓練での MCT の指導

MCT は年に3回しか渡航しないので、個別訓練から各内容をスムーズに繋げる訓練に移行しつつも、間を置くと次回渡航は基本的な事項からやり直すことにもなりかねず、最近ではオンラインを用いた訓練の継続指導も行っています。渡航せずともいろいろな方法を用い、DCG 職員のスキルの維持向上を図ることに傾注しているところです。

#### 【国際移住機関（IOM）との連携】

ジブチとイエメンの間にあるバブ・エル・マンドブ海峡では、周辺国を小船で出発した移民が海上荒天により転覆等の海難事故に遭遇する事案があり、国際移住機関（IOM）ではDCGの捜索救助能力強化を図るためのプロジェクトを2024年3月から1年間行っています。

MCTでは、IOMがDCGに供与する救助資器材の使用管理方法などの支援を行うこととなりました。救助資器材として他国で使用実績のある「ファイバーライト・クレードル」※などが購入されることとなったので、2025年1月、現地に渡航し、16名のDCG職員に溺者救助の方法・順序、資器材の使用方法を訓練しました。

今後、移民のみならず人が関係する海難事故が発生したときには、資器材を有効に活用し多くの要救助者が救助されることを願っています。

※ 小型船の舷側に設置し海面漂流者を救助するための資器材



溺者救助訓練の様子

【海上保安庁総務部国際戦略官付 上席派遣協力官 鈴木基則】

## オ 海賊対策における国際協力の推進

### (ア) 国際機関との協力

我が国は、ソマリア沖・アデン湾の海賊問題の解決に向け、周辺国の海上法執行能力の強化のための支援や、違法な海上活動コンタクト・グループ会合（CGIMA）等の国際会議への積極的な参画、ソマリアの安定のための支援などの多層的な取組を推進している。

まず、2009年、我が国は国際海事機関（IMO）が設置した基金に約1,510万米ドルを拠出し、イエメン、ケニア及びタンザニアにおける情報共有センター（ISC）の整備・運営を支援するとともに、周辺国の海上保安能力向上のためジブチに設置したジブチ地域訓練センター（DRTC）の運用を支援している。また、2017年10月には、DRTC においては初となる

日仏海洋安全保障セミナーを開催した。

さらに、2022年3月及び6月には、DRTC にて日本の拠出金を利用した IMO 主催の海上保安能力に関するワークショップを開催した。同ワークショップには、コモロ、ジブチ、エチオピア、ヨルダン、ケニア、マダガスカル、モルディブ、モーリシャス、モザンビーク、オマーン、南アフリカ、セーシェル、ソマリア、タンザニア、イエメンなどのジブチ行動指針（DCoG）参加国の、海事当局、沿岸警備隊、海上安全保障・情報共有センターの関係者らが参加し、地域の海洋安全保障に向けた協力を深化させる機会となった。



DRTC

また、海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金<sup>6</sup>に対し計450万米ドルを拠出しており、これまで同基金

によってソマリア及び周辺国の法曹関係者の研修や法廷整備等が実施されている。

### (イ) ジブチとの協力

海上法執行能力の向上のため、前述（p. 25）の「海上犯罪取締りに関する研修」、「ジブチ沿岸警備隊能力拡充

プロジェクト」等が実施され、2014年3月には、ジブチと我が国の間で「海上保安能力向上のための巡視艇

<sup>6</sup> CGIMA の前身である CGPCS の下に設置され、現在、国連開発計画（UNDP）に設置されたマルチパートナー信託基金

事務所（MPTF）が資金管理を行っている。

建造計画」に関する書簡の交換（資金供与限度額：9億2,400万円）が行われた。この協力は、紅海の出口に位置し、ソマリア沖・アデン湾へと続く海上交通の大動脈となるジブチ沿岸の安全を確保するために、ジブチ沿岸警備隊の能力拡充に必要な機材を供与するものである。

これに基づき、ジブチ沿岸警備隊の活動能力の一層の強化のため、我が国は巡視艇2隻を供与し、2015年12月、その引渡し式が、アブドゥルカデル首相の出席の下で開催された。2隻の巡視艇はそれぞれ、ジブチの海に面した地域の地名をとって、「コール・アンガール」、「ダメルジョグ」と名付けられた。

また、2018年2月には、ジブチと我が国の間で「経済社会開発計画」に関する書簡の交換（資金供与限度額：1億5,000万円）が行われた。

#### （ウ） セーシェルとの協力

ソマリア沖・アデン湾付近において我が国当局により抑留された、海賊行為を行った疑いのある者のセーシェル国内での訴追のため、2014年12月に同国との間で、海賊と疑われる者の引渡し等に関する覚書の署名が行われた。

また、2019年1月に在セーシェ

#### （エ） ソマリアへの支援

ソマリアの安定に向けては、2007年以降、「基礎サービス改善」、「治安向上分野」及び「経済活性化分野」

この協力は、ジブチ政府に対し海上監視のための船舶機材等を供与することにより、テロ対策や沿岸警備体制の強化を図り、もって同国の海洋安全保障に寄与するものである。さらに、2021年12月には、両国間で「海上保安能力向上計画」に関する書簡の交換（供与限度額：29億4,600万円）が行われた。

2024年12月には、令和6年度OSA（政府安全保障能力強化支援）案件に関する書簡の署名・交換が行われ、ジブチ海軍に対して沿岸監視レーダーシステム及び関連インフラの供与（供与額：11億円）を決定した。この支援は、同国の警戒監視能力・海洋状況把握（MDA）能力を強化することで、重要なシーレーンの安定化及び近隣諸国を含む地域の海洋安全保障の維持・強化を目指すものである。

ル兼勤駐在官事務所を開設した。同事務所は、インド洋の重要なシーレーン上に位置する地政学的要衝であるセーシェルとの関係強化及び周囲を拠点とした環インド洋地域の安全保障に係る情報収集体制を整えるため、2024年1月に大使館への格上げが行われた。

の三本柱からなる総額約6億1,500万米ドルの支援を実施している。

### 沿岸国の海上保安能力向上支援

- 国際海事機関(IMO)に約1,553万米ドルを拠出。ジブチに訓練センターを設立。イエメン、ケニア、タンザニアの海賊情報センターの整備・運営を支援。
- 海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金に450万米ドルを拠出。
- 2020年度に国連薬物・犯罪事務所(UNODC)を通じ、イエメン、ソマリア、タンザニア、エリトリア、ケニア、モザンビーク、コモロ、マダガスカル、モーリシャス、セーシエルの海上法執行機関能力強化支援等を実施。
- イエメン、オマーン、ケニア、ジブチ、タンザニア、セーシエル及びソマリアの海上保安機関職員を対象とした本邦研修プログラムを実施。
- 2013年度から、ジブチにおいて沿岸警備隊能力拡充プロジェクト(2019年度からは第3期)を実施。また、2015年12月に同隊に巡視艇2隻を供与。2021年10月に同隊に巡視艇1隻を供与。さらに、2021年12月には同隊向けの巡視艇2隻の建造及び浮棧橋の整備に係る無償資金協力「海上保安能力向上計画」に関する書簡の交換が行われ、2024年12月に巡視艇2隻及び浮棧橋を供与。
- 2024年12月に、令和6年度OSA案件に関する書簡の署名・交換を行い、ジブチ海軍に対して沿岸監視レーダーシステム及び関連インフラを供与することを決定。

### 我が国の対ソマリア支援

〈2007-24年度支援実績：約6.15億米ドル〉

我が国は、情勢安定化のためにはソマリア自身の能力向上が喫緊の課題であるとの認識を国際社会と共有し、2007年以降、治安の強化及び人道援助・インフラ整備等の分野で支援を実施。現在、2014年4月に策定された国別援助方針に基づき、①基礎サービス改善、②治安向上分野、③経済活性化分野を三本柱として支援している。

#### ● 基礎的社会サービスの回復のための支援

食糧援助、保健、水、衛生、教育、基礎インフラ整備、人間の安全保障強化等の人道支援(UNICEF、UNHCR、UN-HABITAT、UNFPA、UNIDO、UNOPS、WFP、ICRC、IFRC、IOM、ILO、SRSG、人間の安全保障基金等経由)

#### ● 治安維持能力向上のための支援

ソマリア政府警察支援、国境管理強化による治安改善支援、爆発物処理の支援(UNDP、UNMAS、UNSOM等経由)

#### ● 国内産業の活性化のための支援

若年層や被災民の職業訓練、雇用創出、生計手段向上、マーケット修復及び企業開発(UNDP、UNIDO、UNOPS、ILO等経由)

#### ● アフリカ連合(AU)や政府間開発機構(IGAD)等地域機関を通じた警察能力構築支援や対テロ対策能力強化支援

#### ● 干ばつや飢饉対策のための緊急無償資金協力

食糧・栄養・保健、水・衛生分野等における支援(WFP、UNICEF、IOM、ICRC等経由)

### 在ジブチ日本国大使館設置

- 2009年3月、外務省ジブチ連絡事務所を設置。
- 2012年1月、大使館へ格上げ。

### 在セーシエル日本国大使館設置

- 2019年1月、在セーシエル兼勤駐在官事務所を設置。
- 2024年1月、大使館へ格上げ。

図9 海賊対策における国際協力の推進

### カ 海賊対処行動に対するジブチ政府・地元住民の理解と協力

ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動を実施する自衛隊の部隊はジブチを拠点として活動しており、その活動には地元住民の理解と協力が欠かせない。このため、派遣海賊対処行動支援隊は、自衛隊の部隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ関係当局等との連絡調整を実施するとともに、派

遣海賊対処行動航空隊と合同でスポーツ交流や日本文化紹介、ボランティア活動等を通じて、地元の人々と積極的に交流している。また、JICA との協力の元、地元の人々が作成した民芸品の展示会である「お土産プロジェクト」に現地の隊員が参加すること等により、ジブチの文化理解にも努めている。



スポーツ交流をする隊員の様子



「お土産プロジェクト」に参加する隊員の様子

## コラム⑤ ジブチはFOIP推進の重要なパートナー

自衛隊は2009年以降、アデン湾・ソマリア沖での海賊対処行動に従事しており、2011年からジブチに海外唯一の拠点を設置しています。その理由は、以下のようなジブチの地政学的重要性を踏まえればご理解いただけるかと思えます。

ジブチが擁するバブ・エル・マンデブ海峡は、アジアと欧州を結ぶ主要な海上交易路のチョークポイントの一つです。紅海情勢が不安定化するまでは、ジブチとイエメンを隔てる30キロ弱の海峡を年間約1万9,000隻の商船が往来し、その約1割が日本関連船舶でした。ジブチは港湾施設、自由貿易区等を整備し、東アフリカにおける物流のハブとなることを目指しています。

ジブチは、面積が四国の1.3倍、人口は100万人程度という小さな国であり、天然資源に恵まれません。ソマリア、イエメン、エリトリア、エチオピア、スーダンといった紛争や対立、政情不安の危険に晒された国に囲まれる中、アフリカの角地域で唯一、平和と安定を実現しています。

ジブチには、自衛隊拠点のほか、ジブチの防衛に貢献する旧宗主国フランス、2001年の「9・11」以降は米国、2008年に周辺海域の海賊事案が注目を集めて以降はイタリア、2014年には中国も唯一の海外基地を設置しています。こうした主要国基地の存在が、ジブチの安全を一層保障しているとも言えます。

主要交易路の安定は日本の経済・安全保障に直結します。日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」ビジョンの重要な要素は法の支配であり、自由な航行の確保です。その観点から、地政学的要衝に位置し、周辺海域の安定、自由な航行の確保のため、日本をはじめとする国際社会と緊密に協力しているジブチは、日本がFOIPを推進するに当たり協力すべき重要なパートナーなのです。

アデン湾・ソマリア沖の海賊事案は、2011年に237件を記録しましたが、日本を含む国際社会による取組の成果もあり、2022年には0件に収まっていました。しかし残念ながら、2023年には再び海賊事案が発生し、2024年も8件を記録しています。アル・シャバーブとの闘いを継続するソマリアのガバナンスが脆弱であること、周辺国における緊張や対立等が結果として海賊事案の発生に繋がったと考えられます。

海賊対処への日本の貢献については、2024年、自衛隊及び海上保安庁による海賊対処行動は15年目を迎えました。同年、ジブチに配備されたP-3Cが安全確認のため接触した船舶は4,873隻に及びます。そして2025年2月、海上保安庁は日本から航空機を派遣して5年ぶりとなる海賊護送訓練を実施し、ジブチ沿岸警備隊、自衛隊拠点との連携を確認しました。また日本は、地域における海賊対処に関するジブチ行動規範の円滑な実施のため、ジブチ地域研修センター（DRTC）の建設を支援すると

ともに、様々な国際機関と連携して地域諸国の海上法執行機関の能力強化を支援しています。海賊対策には、海賊対処のための継続的な国際協力とともに、海賊を生み出す根本原因への対処が必要であり、日本が果たし得る役割は引き続き大きいと考えます。



▲海上自衛隊 P-3C 哨戒機搭乗



▲2025年2月24日、ジブチにて  
実施された海賊護送訓練

最後に、日本とジブチの二国間関係を振り返ります。両国は1978年に外交関係を開設しました。それ以降、日本は、ジブチの持続的開発のため、持続可能な経済成長に資するインフラ整備、経済成長を下支えする人材育成、地域の安定化努力支援を三つの重点事項として政府開発援助（ODA）により積極的に支援を行ってきました。日本の開発支援は道路・フェリー等のインフラ整備、保健医療、教育・職業訓練、水供給、食料、海洋安全保障等の幅広い分野に及びます。また、2000年にジブチへの派遣を開始した青年海外協力隊は、ジブチ国民のニーズに寄り添った支援としてジブチ政府・国民から極めて温かく迎え入れられています。自衛隊拠点による海賊対処行動、自衛隊の能力構築支援を通じてジブチ軍の信頼も深まっています。2024年12月には、日本はジブチの海洋監視能力を強化するため、政府安全保障能力強化支援（OSA）による支援を決定し、軍事・安全保障面での協力はさらに充実します。

このように、日本とジブチとの協力分野は広がり、各分野での協力は深化しています。FOIP推進に当たっての重要なパートナーであるジブチとの間で友好・相互信頼に基づく協力関係をさらに拡大・深化させることは、両国にとって重要なだけでなく、アフリカの角地域の安定、主要交易路における自由な航行の確保にとって極めて重要です。在ジブチ日本大使館では、自衛隊拠点、JICA事務所と引き続き緊密に連携し、またジブチ政府・国民と最大限協力し、日本・ジブチ関係の一層の強化のため努力を続けていきます。

【ジブチ共和国駐劬特命全権大使 原 圭一】

## コラム⑥ 西インド洋の法の支配を支える日・セーシェル関係

飛行機は、茫洋としたインド洋の中にぼつりと緑豊かな意外に高い山を見つけると、ぐるりと回った後、この小さな島に着陸しました。2024年12月、私は初の常駐特命全権大使として、ここセーシェルに着任しました。

西インド洋は、ガスや石油を積載した船舶の半分近くが通航する極めて重要な海域です。2000年代後半から特に世間を騒がせたソマリア沖の海賊は、2013年頃から活動を潜めていましたが、2023年末から再び動きが活発になりました。

この西インド洋でインド、南アフリカに次ぐ133万平方キロにも及ぶ広大なEEZを僅か12万人の人口で支えているのが、セーシェルという155の小島から成る島嶼国です。面積は全島合わせて種子島一島の広さしかありません。

セーシェルは、独立から49年と若い国家ですが、2020年には選挙による初の政権交代を平和裏に達成した民主主義、法の支配という価値を共有する西インド洋の安定した国です。また、教育水準の高さと、主に観光業と水産業に支えられて、2018年にアフリカ初の高所得国となり、数字上は開発途上国を卒業しました。しかしながら、広大な周辺海域は海賊のほか、麻薬取引、人身売買、漁業の違法操業など問題が多発し、更には、気候変動によるサンゴ礁の白化現象、海岸浸食などのリスクに晒されており、他国からの支援が必要とされています。

こうした中、関係各国・機関は、セーシェルを中心とした周辺各国の海上保安機関に対する支援を強化しており、米国は米アフリカ軍(AFRICOM)指導の下、海洋状況把握(MDA)や艦上臨検(VBSS)などの共同演習や訓練、麻薬対策や汚職予防などを支援する一方、EUはMASE(地域海洋安全保障)プログラムの下、セーシェルに地域作戦調整センター(RCOC)を設置し、海賊対策のほか、麻薬や漁業の違法操業の取締り、リアルタイムの海上監視を支援しています。インドはセーシェル沿岸警備隊への船舶の寄贈及び研修や艦隊の寄港により海上保安の向上に貢献しています。



護衛艦さざなみの寄港

我が国は、2014年にセーシェルと「海賊と疑われる者の引渡しに関する覚書」を締結しているところですが、2024年6月、海上自衛隊の遠洋練習艦隊が12年ぶりにビクトリア港に寄港し、セーシェル沿岸警備隊との共同訓練を実施したほか、7月にも、護衛艦さざなみが寄港して、再度共同訓練も行いました。また、UNODCの世界海洋犯罪プログラム(GMCP)などを通じ、セーシェルの海上法執行能力等の強化を支援してきました。

セーシェルの重要性を踏まえ、我が国は2019年に出張駐在官事務所を開設し、2024年に大使館への格上げを行い、体制を強化しました。過去、JICAでの研修を経験したセーシェル人が400名を超え、日本の技術協力や能力強化支援への期待は依然高いものがあります。セーシェルは「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の西端に位置していますが、我が国と共にこの地域のみならずグローバルな法秩序の強化と平和と安定を推進する重要なパートナーです。

【セーシェル共和国駐劬特命全権大使 作田 誠】

## (4) 取組の成果

### ア 海賊等事案発生防止に大きく貢献

国際海事局（IMB）年次報告によれば、ソマリア沖・アデン湾及びその周辺の高賊等事案発生件数は、2011年のピーク時には200件以上に達したものの、2012年以降は大幅に減少した。これはソマリア沖・アデン湾で活動している自衛隊を始めとする各国海軍

等のプレゼンスが海賊行為を抑止したものと考えられている。

なお、近年の高賊事案は、ソマリア沖で2023年に1件、2024年に7件発生したほか、アデン湾で2024年に1件発生した。

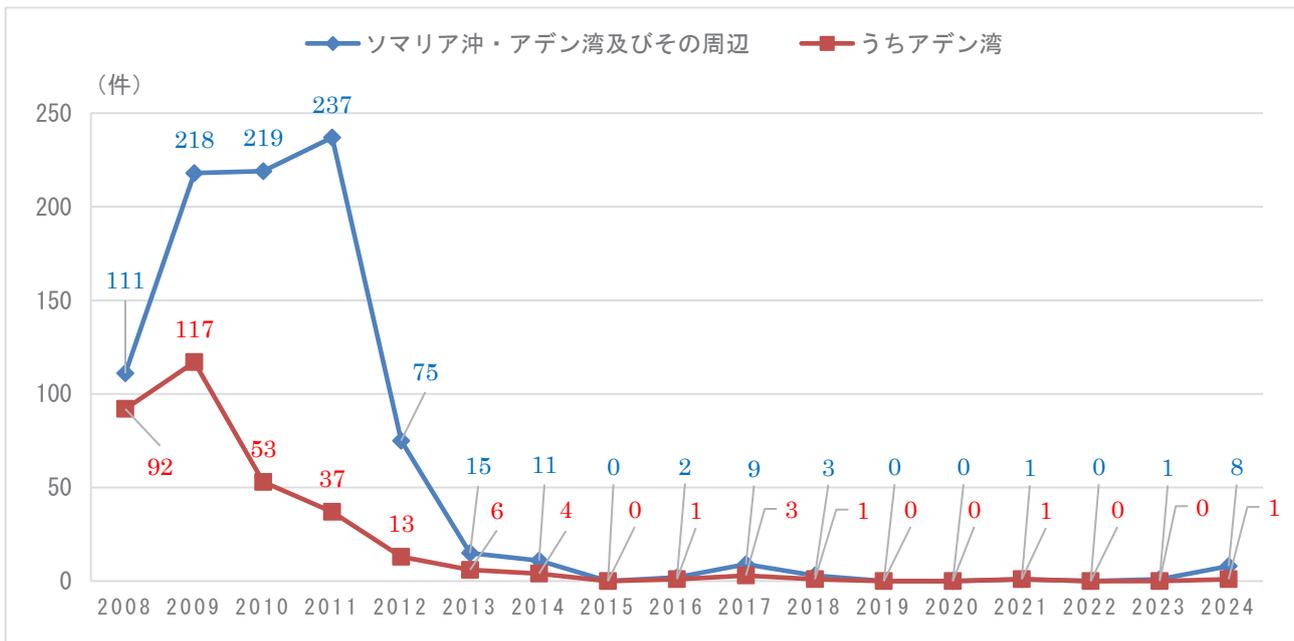


図10 ソマリア沖・アデン湾及びその周辺での高賊等事案発生件数（IMB 年次報告）

### イ 自衛隊の護衛は高賊を抑止

自衛隊は、常時、護衛艦をソマリア沖・アデン湾に派遣して高賊対処を行っており、これまで延べ4,076隻<sup>7</sup>の商船等を護衛してきた（2024年は3隻の護衛）。

この間、護衛対象船舶に対する高賊襲撃事案は一切発生しておらず、船舶運航者から多大な謝意を得ている。



護衛対象船舶からの「ありがとう」  
に応える乗員

<sup>7</sup> 海上警備行動による121隻を含む。

## ウ アデン湾における我が国のP-3C哨戒機の活動について

自衛隊のP-3C哨戒機は、アデン湾における各国の警戒監視活動の大部分を担っており、これまで商船や近傍海軍艦艇等に対して情報提供（累計16,405回）を実施し、他国艦艇による立入

検査、武器の押収等に大きく寄与している。

これらの活動は、国際社会からも高い評価を受けている。



警戒監視に向かうP-3C哨戒機

## エ 海賊対処法の適用事例

2011年に発生した日本関係船舶に対する乗り込み事案に関して、我が国は米国海軍が拘束した海賊4名の引渡しを受け、海賊対処法を初めて適用し、逮捕勾留した上、同法違反の罪で東京地方裁判所に公判請求した。

本件については、2013年2月1

日、海賊A及びBに対しそれぞれ懲役10年の実刑判決、同月25日、海賊Cに対し懲役5年以上9年以下の不定期刑、同年4月12日、海賊Dに対し懲役11年の実刑判決が言い渡されており、いずれも2014年7月までに確定している<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 罪となるべき事実の要旨

被告人ら4名は、共謀の上、私的目的で、2011年3月5日午後10時15分（日本時間）頃、アラビア海の公海上において、自動小銃を発射しながら、乗船していた小型ボートで、航行中のバハマ船籍のオイルタンカーに接近し、同船に乗り移った上、船長室ドアに向けて自動小銃を発射するなど、船長ら同船の乗組員24名を脅迫し、操舵室に押し入って操縦ハンドルを操作するなど、ほしいままにその運航を支配する海賊行為をしようとしたが、同月6日午後5時22分（日本時間）頃、アラビア海の公海上において、同船の救助に駆けつけた米国海軍に制圧されたため、その目的を遂げなかったものである。（海賊対処法違反 同法第3条第2項、第1項及び第2条第1号並びに刑法第60条）

<参照条文>

○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）（定義）

第二条 この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。

一 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為（海賊行為に関する罪）

第三条 前条第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をした者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

2 前項の罪（前条第四号に係る海賊行為に係るものを除く。）の未遂は、罰する。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）（共同正犯）

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

### 3 我が国の海賊対策に関する内外からの評価等

我が国による様々な取組は、各国首脳を含む国際社会から感謝の意が表明されるなど、高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾で海賊対処に従事する

海上自衛隊に対し、護衛を受けた船舶の船長や、船主の方々から、感謝のメッセージが多数寄せられている。

<護衛を受けた船舶の船長から水上部隊への感謝のメッセージ>

最近この付近に海賊が現れていないのは、貴艦及びその他の艦が警戒してくれているおかげであり、本船もこれまで怪しいボート等に見つかることなく安心して航行しております。一度任務に出ると長期間このエリアに張り付けになっていると聞き及んでおります。非常に緊張感が高い任務が続くと思いますが、危険な中本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願ひします。



監視飛行を終え着艦した艦載ヘリコプター

## コラム⑦ 海賊対処行動15周年！

一般社団法人日本船主協会は、100総トン以上の船舶の所有者、賃借人及び運航業者であって、日本国籍を有する者を会員とする全国的な団体であり、会員相互の意見の交換や調査、研究などを通じ、海運業界にかかる諸問題の解決に努めております。

ソマリア海賊問題については、これまで、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊による日本関係船舶の護衛や、同海域を航行する日本籍船において、民間武装警備員による警備を可能とする法律の制定の要望を行うなど、国内外で取組んでまいりました。

2009年7月に海賊対処法が施行され、同法に基づく海賊対処行動が開始されてから15年間、絶え間なく活動が行われ、2024年12月末までの間、海上保安官が同乗する護衛艦により合計877回の船団護衛が行われましたが、護衛船舶に対する海賊事案は皆無であり、実際に護衛を受けた船舶の乗組員や船主から、多くの謝辞が述べられています。

2024年は、紅海を中心とした海域でホーシー派による商船への武力攻撃が頻発したため、当協会関係船は安全上、紅海及びアデン湾に接続する海域の航行を断念せざるを得ない状況が継続しております。

このような状況においても海賊対策の継続は重要であるため、当協会の明珍会長は、海賊対処行動に向かう皆さまに「是非、気持ちをお伝えしたい」と、10月に横須賀から出港する護衛艦「むらさめ」を見送りました。11月には土屋副会長がミナサルマン港（バーレーン王国）に入港した「むらさめ」艦上での海賊対処行動15周年式典に出席し、改めて感謝の言葉を伝えました。

また、同月末には明珍会長は自衛隊・海上保安庁等関係者をお招きした「感謝の集い」を開催し、感謝の意を示すととともに、「是非、ジブチを訪問し、過酷な環境で活動に従事する関係者に直接、感謝の言葉を伝えたい」と述べました。

海賊対処行動の継続については、関係省庁のご支援の賜物と改めて深謝申し上げますとともに、日本から遠く離れたソマリア沖・アデン湾において、酷暑と緊張の中、日夜活動に従事されている自衛官及び海上保安官の方々に対し、改めて謝意と敬意を表したいと存じます。



【一般社団法人日本船主協会 常務理事 平尾 真二】

## 国際機関及び諸外国からの評価

### 国際機関

- 国際海運会議所（ICS）から在英国日本大使館宛て、感謝状授与。（2009年7月）
- 国際海事機関（IMO）から、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動に従事した我が国派遣部隊がIMO勇敢賞<sup>1</sup>受賞。（2009年11月）

### 首脳レベル

- アロヨ・フィリピン大統領（当時）：  
自衛隊の派遣を通じた我が国の海賊問題への積極的な対応を高く評価。（2009年6月）
- 潘基文・国連事務総長（当時）：  
日本のソマリア沖の海賊対策の支援を評価し感謝。（2009年7月）
- シン・インド首相（当時）：  
アデン湾での海賊対処のための各国海軍間の協力は高く歓迎されるべき。（2010年10月）
- ニヤシンベ・トーゴ大統領：  
ソマリア沖海賊対処における日本の取組を賞賛する。（2013年6月）
- ゲレ・ジブチ大統領：  
日本の自衛隊とその他の国の軍の力により、海賊のリスクは激減し、とりわけ今年  
は激減した。（2013年8月）
- ミッシェル・セーシェル大統領（当時）：  
海賊対策における日本の貢献に感謝している。（2013年6月）
- ゲレ・ジブチ大統領：  
自衛隊の海賊対処行動を含む国際社会の取組を評価。今後も支援を継続したい。  
（2016年8月）
- ゲレ・ジブチ大統領：  
海賊対策や地域安全保障における自衛隊の貢献に対し謝意。（2019年8月）
- アブドゥカデル・ジブチ首相：  
海賊対策を含む地域の安定に対する日本の貢献に対し謝意。（2022年8月）
- バレ・ソマリア首相：  
ソマリア沖の海賊対処を含む海洋安全保障分野などにおける日本の支援に感謝。  
（2022年8月）

<sup>1</sup> 海洋において危険を顧みず、目覚ましい働きをした個人、団体に対して授与される賞

閣僚レベル

- クリントン米国国務長官（当時）<sup>2</sup>：  
日本によるアデン湾への2隻の艦船の派遣に感謝。（2009年2月）
- ビルト・スウェーデン<sup>3</sup>外務大臣（当時）：  
EUとして日本の貢献を評価。（2009年9月）
- ロムロ・フィリピン外務大臣（当時）：  
日本の艦船や哨戒機による護衛はありがたい。（2010年1月）
- アブディラフマン・ソマリア外務大臣（当時）：  
海賊対策やソマリアの治安対策への日本の貢献に謝意。（2014年3月）
- ハッサン・ジブチ国防大臣（当時）：  
引き続き、自衛隊を支援していきたい。（於：小野寺防衛大臣（当時）との会談、  
2014年5月）
- ハッサン・ジブチ国防大臣（当時）：  
自衛隊の海賊対処行動を高く評価。引き続き、自衛隊を支援していきたい。（於：  
中谷防衛大臣（当時）との会談、2015年1月）
- バードン・ジブチ国防大臣：  
海賊対処行動を始めとする日本の協力について高く評価。引き続き、自衛隊を支援  
していきたい。（於：稲田防衛大臣（当時）との会談、2016年8月）
- バードン・ジブチ国防大臣：  
海賊対処行動を始めとする日本の協力について高く評価。引き続き、自衛隊を支援  
していきたい。（於：宮澤防衛大臣政務官（当時）との会談、2017年5月）
- ユスフ・ジブチ外務・国際協力大臣：  
海賊対策において、自衛隊は決定的な役割を果たしている。（於：武井外務大臣政  
務官（当時）との会談、2017年5月）
- ユスフ＝ガラド・ソマリア外務・国際協力大臣（当時）：  
日本はいつも有益なパートナーであり、日本の人道支援、能力構築、海賊対策での  
支援に感謝する。（於：武井外務大臣政務官（当時）との会談、2017年5月）
- バードン・ジブチ国防大臣：  
引き続き、自衛隊を支援していきたい。（於：山本防衛副大臣との会談、2017年9  
月）
- ユスフ＝ガラド・ソマリア外務・国際協力大臣（当時）：  
ソマリア沖・アデン湾における海賊事案は日本を含む国際社会の支援とソマリアの  
努力により減少してきており、日本の支援に感謝する。（於：蓮浦総理大臣補佐官（当

<sup>2</sup> 日米安全保障協議委員会（日米2+2）共同発表においても、「海賊の防止及び根絶等により海上交通の安全を維持すること」が共通の戦略目標の一つとして確認されている。（2011年6月）

<sup>3</sup> 当時のEU議長国

時)との会談、2017年9月)

- ユスフ・ジブチ外務・国際協力大臣：  
日本のこれまでの経済協力や海賊対処を始めとする地域の安定化に向けた貢献に感謝する。(於：佐藤外務副大臣(当時)との会談、2017年11月)
- ユスフ・ジブチ外務・国際協力大臣：  
2009年以来、日本がソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を実施していることを高く評価する。(於：河野外務大臣(当時)との会談、2018年8月)
- メリトン・セーシェル外務大臣：  
自衛隊によるソマリア沖及びアデン湾における海賊対処行動に感謝する。(於：河野外務大臣(当時)との会談、2018年12月)
- ゴンジュ・ガボン法務大臣：  
日本政府及びUNODCへの謝意が述べられた。(我が方大使着任表敬時、2024年4月)
- ディバ・コンゴ(共)首相府担当大臣：  
日本の資金提供並びにUNODCによるワークショップの実施に謝意を表明する。(令和5年度補正予算案件関連ワークショップ開催時、2024年11月)
- フォンセカ・セーシェル外務大臣：  
米国、EUだけでなく、貴国からもUNODCに多大な資金を供与いただき、当国治安当局の法執行能力の強化を支援していただいていることに深く感謝する。(令和5年度補正予算案件開始式典時、2024年12月)

#### 部隊レベル

- ミラー米国第5艦隊司令官兼連合海上部隊司令官(当時)：  
自衛隊の水上部隊及び航空隊が第151連合任務部隊に参加することは、連合海上部隊として大変有意義である。(2013年12月)
- グリスビー在ジブチ米国軍司令官(当時)：  
ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの情報を共有できることは有益である。(2014年3月)
- ザンベラス・イギリス第1海軍卿(当時)：  
日本の積極的な国際貢献を大いに歓迎するとともに、英国海軍は引き続き必要な支援を実施する。(2015年6月)
- シェール・ジブチ海軍司令官(当時)：  
日本の海賊対処への尽力に感謝する。引き続き、海賊撲滅のために力を貸していただきたい。(2015年7月)
- アクイリノ米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官(当時)：  
日本の連合海上部隊を含む本地域への貢献に改めて敬意を表す。我々の活

動が地域の安定に繋がっている。(2017年11月)

- スターニー米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官(当時) :  
日本を始め各国のソマリア・アデン湾に対する関与に感謝する。海賊の脅威は依然として存在することから、引き続き各国の協力を要請する。(2018年11月)
- パウエル欧州対外活動庁危機管理・CSDP局長、アントニオ・アタランタ作戦司令官、リカルド・アタランタ作戦部隊指揮官 :  
(派遣海賊対処行動水上部隊とEU海上部隊によるジブチへの共同寄港に際して実施した日EU間のテレビ会議において)海賊対処活動における日本とEUの連携の重要性を確認した。(2020年10月)
- クーパー米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官 :  
自衛隊から艦艇・航空機を始め幕僚及び連絡官を継続して派遣している日本の貢献は特筆すべきものであり、大変感謝している。(2022年10月)
- クーパー米中央海軍司令官兼第5艦隊司令官兼連合海上部隊司令官 :  
海上自衛隊には、10年以上艦艇を派遣していただき、感謝。護衛艦とP-3Cを派遣していただいていることは非常に重要であり、我々側としては当たり前だとは思っていない。セントラルパーク事案対応における「あけぼの」の迅速かつプロフェッショナルな対応を称賛するとともに感謝する。(2023年11月)
- セザー第151連合任務群司令官 :  
自衛隊から1名の連絡官を派出してもらっていることに感謝する。(2024年10月)
- ワイコフ連合海上部隊司令官 :  
日本が果たしてきた役割に対し高く評価するとともに感謝する。(於：バーレーンでのレセプションでのスピーチ、2024年10月)

**マルチの会合における我が国を含む各国の海賊対処行動の必要性**（関連箇所抜粋）

- G8 サミット（ドーヴィル・サミット）における G8・アフリカ共同宣言（2011 年 5 月）：

我々は海上での協調された対応を通じ、海賊の脅威に対して断固たる対応を継続する決意を強調。
- 第 10 回アジア欧州会合（ASEM）外相会合の議長声明（2011 年 6 月）：

統一的な国際的取組により連携のとれた包括的な形で海賊に対処することが不可欠。
- 海上安全保障に関する G7 外相宣言（2015 年 4 月）：

我々は、CGPCS の下での能力構築作業部会を通じて、アフリカの角において実践されたように、また、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）を通じてアジアで実践されたように、そして G7++ギニア湾フレンズ・グループ（FoGG）によって、ギニア湾において実践されたように、その効果を最大化するために、能力開発及び人材育成を積極的に調整し、支援する。
- 海洋安全保障に関する G7 外相声明（2016 年 4 月）：

我々は、海賊及び海上武装強盗並びにその他の不法な海上活動との闘いにおける地域のオーナーシップと責任の重要性を再確認する。我々は、CGPCS、FoGG、ReCAAP のような枠組みを通じて、地域的な海上保安能力を開発・支援し、不法な海上活動を支援する陸上の犯罪組織を追跡し、それらを訴追する能力を向上するための取組を称賛する。我々は、国連及びその専門機関、北大西洋条約機構（NATO）のオーシャン・シールド作戦及びアクティブ・エンデバー作戦、並びに EU の共通安全保障・防衛政策（CSDP）ミッション、特に、連合海上部隊及び貢献国との緊密な連携の下で行われているアタランタ作戦及びソフィア作戦を称賛する。我々は、共通情報共有環境（CISE）を含む EU 海洋安全保障戦略及び G7 各国により策定された各戦略を歓迎する。

我々は、不法な海上活動の原因に取り組み、沿岸国が自身の脆弱性に対処するために、海上の管理、沿岸警備、災害救援、海上捜索救助、海上に関する情報の共有・統合、並びに立法、司法、訴追及び矯正といった分野における海洋安全保障及び海上安全のための能力向上支援を通じて協力していく決意を共有する。
- G7 サミット（伊勢志摩サミット）における首脳宣言（2016 年 5 月）：

我々は、国際及び地域協力を通じて、海上安全及び海洋安全保障、特に海賊との闘いを強化することの重要性を再確認する。

- 第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）ナイロビ宣言及びナイロビ実施計画（2016年8月）：

ナイロビ宣言：我々は、海賊、違法漁業及びその他の海上犯罪を含む海洋安全保障に関する地域的及び国際的な取組を促進すること、及び海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映された国際法の原則に基づく、ルールを基礎とした海洋秩序を維持することの重要性を強調する。我々は、また、海洋に関する国際法に従い、アフリカ統合海洋戦略（AIM 戦略 2050）に反映された、国際的及び地域的な協力を通じて、海洋安全保障及び海上安全を強化することの重要性を強調する。海賊や武装強盗に対する海上安全及び海洋安全保障を強化し、海上保安に関わる人々の能力構築により、海事法の遵守を強化する地域的、大陸的、国際的な取組を支援する。

ナイロビ実施計画：海賊や武装強盗に対する海上安全及び海洋安全保障を強化し、海上保安に関わる人々の能力構築により、海事法の遵守を強化する地域的、大陸的、国際的な取組を支援する。

- G7 ルッカ外相会合共同コミュニケ（2017年4月）：

我々は、海賊行為及び海上武装強盗、海洋空間での国境を越えた組織犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器及び麻薬の取引、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、並びにその他の違法な海上活動に対する非難を改めて強く表明する。我々は、海において実行される違法な活動との闘いを追求する中での、国及び地域のオーナーシップの重要性を再確認する。我々は、CGPCS、FoGG、ReCAAP によってなされた取組、並びに EU、NATO 及びその他の多国間海上作戦や独自の派遣国によって達成された成果を称賛する。

- G7 トロント外相会合共同コミュニケ（2018年4月）：

我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋の管理、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上で、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7++ギニア湾フレンズ・グループ、アジア海賊対策地域協力協定を称賛する。我々は、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に取り組むための各国及び地域主導の取組を前進させる上でより一層の進展を奨励する。

○ G7 ディナール外相会合共同コミュニケ（2019年4月）：

我々は、海賊行為、海上武装強盗、海洋空間での国境を越える組織的犯罪及びテロ、人身取引、移民の密輸、武器・違法薬物取引及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋ガバナンス、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上での、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、ジブチ行動指針関係国、G7++ギニア湾フレンズ・グループ及びアジア海賊対策地域協力協定の活動を称賛する。我々は、ヤウンデ行動指針の運用における進展を賞賛し、アフリカにおける海洋安全保障上の課題に対処するための各国及び地域主導の取組を前進させる上でのより一層の進展を奨励する。

○ 第7回アフリカ開発会議（TICAD7）横浜宣言2019（2019年8月）：

我々は、海賊行為、違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び他の海上犯罪との闘い並びに国際法の諸原則に基づくルールを基礎とした海洋秩序の維持を含む海洋安全保障の分野において、二国間、地域的及び国際的なステークホルダーの協力を促進する必要性を強調する。

○ 国連安保理決議第2608号（2021年12月）：

能力を有する各国・地域機関に対し、特に本決議及び国際法に従いつつ、海軍艦艇、軍用機を派遣することなどにより、ソマリア沖の海賊及び海上の武装強盗対策に参加することを改めて要請。（同決議主文12の概要）

○ 第8回アフリカ開発会議（TICAD8）チュニス宣言（2022年8月）：

海賊、違法・無報告・無規制（IUU）漁業その他の海上犯罪との闘いを含む海洋安全保障に関連する地域的及び国際的取組を促進し、国連海洋法条約（UNCLOS）を始めとする国際法の原則に従って規則に基づく海洋秩序を維持することの重要性を強調する。

○ 第29回日EU定期首脳協議 共同声明（2023年7月）：

海上安全保障分野における緊密な協力を重視しており、2023年3月15日に統合幕僚長とEUアタランタ作戦司令官との間で海賊対処共同訓練に係る取決が締結されたことを歓迎。

## 【派遣実績】

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のために派遣された部隊実績  
(2024年1月～12月)

### ○ 派遣海賊対処行動水上部隊

	指揮官	派遣捜査隊長 (海上保安官)	派遣期間
46次隊 あけぼの (佐世保)	あけぼの艦長 2等海佐 外川 久人 (とがわ ひさと)	派遣捜査隊長 (海上保安官) 三等海上保安監 田中 利宣 (たなか としのり)	2023年 9月27日～ 2023年12月 3日
		三等海上保安監 中尾 正秀 (なかお まさひで)	2023年12月23日～ 2024年 1月13日
		三等海上保安監 両角 孝志 (もろずみ たかし)	2024年 1月13日～ 2024年 2月10日
		三等海上保安監 中村 正重 (なかむら まさしげ)	2024年 2月10日～ 2024年 3月14日
47次隊 さざなみ (呉)	さざなみ艦長 2等海佐 伴 昌幸 (ばん まさゆき)	三等海上保安監 古川 啓輔 (ふるかわ けいすけ)	2024年 2月 1日～ 2024年 8月 9日
48次隊 さみだれ (呉)	さみだれ艦長 2等海佐 古賀 直樹 (こが なおき)	三等海上保安監 乾野 直規 (けんの なおき)	2024年 6月 3日～ 2024年12月13日
49次隊 むらさめ (横須賀)	むらさめ艦長 2等海佐 早川 正紘 (はやかわ まさひろ)	三等海上保安監 松田 智紘 (まつだ ともひろ)	2024年10月 5日～

### ○ 派遣海賊対処行動航空隊

	指揮官	基幹部隊	派遣期間
53次隊	2等海佐 齋藤 啓一郎 (さいとう けいいちろう)	海上自衛隊第2航空群 (八戸)	2023年10月 7日～ 2024年 3月12日
54次隊	2等海佐 澤畑 祐太 (さわはた ゆうた)	海上自衛隊第5航空群 (那覇)	2024年 3月 5日～ 2024年 8月 9日
55次隊	2等海佐 高橋 慶多 (たかはし けいた)	海上自衛隊第2航空群 (八戸)	2024年 7月30日～ 2024年12月21日
56次隊	2等海佐 長 洋介 (ちょう ようすけ)	海上自衛隊第5航空群 (那覇)	2024年12月13日～

### ○ 派遣海賊対処行動支援隊

	指揮官	基幹部隊	派遣期間
20次隊	1等陸佐 鈴木 攻祐 (すずき こうすけ)	陸上自衛隊中央即応連隊 (宇都宮)	2023年 4月25日～ 2024年 2月 2日
21次隊		陸上自衛隊32普通科連隊 (大宮)	2023年10月 7日～ 2024年 8月 3日
22次隊	1等陸佐 富永 誠 (とみなが まこと)	陸上自衛隊中央即応連隊 (宇都宮)	2024年 4月11日～
23次隊		陸上自衛隊14普通科連隊 (金沢)	2024年10月23日～

## 【参考資料 1】

### ソマリア沖・アデン湾及びその周辺における日本籍船及び邦船社が運航する外国籍船等の 海賊被害状況（2007年～2011年※）

※2012年以降被害なし

#### 2007年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	10月28日 11:24頃	アデン湾	ハイジャック ク事案	船用金、乗組員の金品、通信 機器、及びPC	パナマ	6,253トン	ケミカル タンカー	23名 (韓国人2名、フィリピン人9 名、ミャンマー人12名)	ケミカル

#### 2008年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	4月21日 10:10頃	アデン湾	航行中の追 跡事案	船体の左舷船尾に被弾 (乗組員に被害なし)	日本	150,053 トン	原油 タンカー	23名 (日本人7名、フィリピン人16 名)	なし
②	7月15日 19:45頃	アデン湾	航行中の追 跡事案	船橋付近に被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	11,590トン	ケミカル タンカー	23名 (韓国人3名、ミャンマー人20 名)	ケミカル 名
③	8月23日 17:50頃	アデン湾	航行中の追 跡事案	船橋付近に被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	14,103トン	一般貨物 船	20名 (全員フィリピン人)	工業用資材・ 機械類等

#### 2009年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	3月22日 22:10頃	ソマリア沖	航行中の追 跡事案	レーダーマスト等に被弾 (乗組員に被害なし)	ケイマ ン諸島	13,038トン	自動車 運搬船	18名 (全員フィリピン人)	自動車

#### 2010年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	4月5日 21:00頃	アデン湾	航行中の追 跡事案	船体後方左舷側及びデッキ に被弾(乗組員に被害なし)	パナマ	98,747トン	コンテナ 船	24名 (全員フィリピン人)	コンテナ
②	4月25日 11:15頃	インド洋	航行中の追 跡事案	デッキに被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	159,929 トン	原油 タンカー	27名 (インド人12名、フィリピン 人15名)	原油
③	10月10日 14:53頃	ケニア モンバサ沖	ハイジャック ク事案	船用品、乗組員の金品の盗難 及び海賊母船としての使用	パナマ	14,162トン	多目的船	20名 (全員フィリピン人)	鋼材
④	10月28日 04:30頃	インド洋	航行中の追 跡事案	船橋付近に被弾 (乗組員に被害なし)	香港	161,045 トン	原油 タンカー	27名 (中国人25名、バングラデシ ュ人1名、ミャンマー人1名)	原油
⑤	11月20日 12:10頃	インド洋	航行中の追 跡事案	煙突に被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	105,644 トン	コンテナ 船	24名 (インド人5名、フィリピン人 18名、バングラデシュ人1名)	コンテナ
⑥	12月13日 20:22頃	アデン湾	航行中の追 跡事案	船橋窓破損 (乗組員2名軽傷)	パナマ	8,259トン	ケミカル タンカー	21名 (韓国人2名、フィリピン人19 名)	ケミカル

#### 2011年

番号	被害日時 (日本時間)	被害場所	概要	被害	船籍	総トン数	船種	乗組員	積荷
①	3月5日 21:00頃	オマーン沖	乗り込まれ 事案	機器類の損傷 (乗組員に被害なし)	バハマ	57,462トン	原油 タンカー	24名 (クロアチア人2名、モンテネ グロ人2名、ルーマニア人2名、 フィリピン人18名)	燃料油
②	9月28日 21:30頃	紅海	航行中の追 跡事案	船体の左舷側に被弾 (乗組員に被害なし)	パナマ	16,222トン	ケミカル タンカー	24名 (全員バングラデシュ人)	ケミカル

## 【参考資料2】

### 自衛隊の派遣部隊による対処事案の概要（2012年以降）

番号	事案概要
1	<p>2012年4月21日、警戒監視中のP-3C哨戒機が不審なスキフ<sup>1</sup>（乗員6名、はしご2本、船外機2機、ポリタンク多数、漁具なし）を発見、周辺航行中の船舶に一齐通報するとともに、バーレーンの連合海上部隊司令部に通報した。連合海上部隊司令部における調整の結果、近傍に展開中の韓国艦艇が搭載ヘリを発艦し当該スキフに対応を開始したため、P-3C哨戒機は警戒監視任務に復帰した。</p> 
2	<p>2012年4月28日、警戒監視中のP-3C哨戒機が不審なスキフ（乗員8名、はしご1本、船外機2機、ポリタンク多数、漁具なし）を発見、周辺航行中の船舶に一齐通報するとともに、バーレーンの連合海上部隊司令部に通報した。P-3C哨戒機は、引き続き当該スキフの監視を実施し、当該スキフがダウ船<sup>2</sup>に接舷し乗員が移動しているのを確認した。連合海上部隊司令部における調整の結果、近傍に展開中の韓国艦艇が当該スキフに対応する旨の通報を受けたため、P-3C哨戒機は警戒監視任務に復帰した。</p> 
3	<p>2012年6月18日、商船が海賊から攻撃を受けているとの情報を受け、警戒監視中のP-3C哨戒機が現場に急行したところ、不審なスキフ（乗員6名、船外機2機、ポリタンク多数、はしごらしきものを搭載）を発見した。近傍航行中のロシア艦艇に当該スキフの情報を通報したところ、ロシア艦艇は搭載ヘリを発艦して対応を開始。近傍航行中の米艦艇も、搭載ヘリを発艦して対応を開始したため、P-3C哨戒機は米艦艇とも情報交換を実施し、警戒監視任務に復帰した。</p> 
4	<p>2014年1月18日、アデン湾東部を航行中の民間船舶がダウ船及びスキフに襲撃されているとの情報を受け、護衛活動中の護衛艦「さみだれ」が搭載ヘリを発艦して現場に急行させたところ、不審なダウ船及び曳航されているスキフを発見した。当該ヘリは当該ダウ船の動向監視を実施し、第151連合任務部隊司令部に情報提供を行った後、元の任務に復帰した。</p> <p>引き続き、アデン湾を警戒監視中のP-3C哨戒機が当該ダウ船の動向監視を実施し、第151連合任務部隊司令部に情報提供を行った。その後、同司令部における調整の結果、現場海域に向け航行中の仏艦艇が搭載ヘリを発艦して対応を開始したため、P-3C哨戒機は当該仏艦艇に対応を引き継ぎ、警戒監視任務に復帰した。</p> <p>なお、当該仏艦艇は当該ダウ船に対して立入検査を実施。海賊らしいソマリア人5名が投降。当該ダウ船（インド籍船と判明）の乗員を解放した。</p>  

<sup>1</sup> 小型平底船

<sup>2</sup> アラビア海・インド洋で航行する帆船

番号	事案概要
5	<p>2017年4月8日深夜、アデン湾の国際推奨航路において貨物船が海賊に乗っ取られた可能性があるとの情報を受け、第151連合任務部隊司令部と調整し、派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機がジブチから現場に急行し、9日午前まで当該貨物船の動向監視を行った。</p> <p>現場に到着したP-3Cは、当該貨物船と無線通信を行い、すでに当該貨物船は海賊に乗り込まれていること、乗員19名は全員が船内の避難区画に避難し人質とはなっていないことを確認し、第151連合任務部隊に情報提供を行い、数時間にわたる当該貨物船の動向監視の後、現場海域に到着した複数の艦艇に対応を引き継ぎ、ジブチに帰投した。</p> <p>なお、当時、自衛隊の福田海将補が司令官を務めていた第151連合任務部隊司令部が、第151連合任務部隊の各国部隊との連絡調整に加え、EU海上部隊等と緊密に連携して対応し、当該貨物船の乗員は他国の艦艇により救出された。</p>
6	<p>2023年11月26日、イギリスの会社が運航するリベリア船籍タンカー「CENTRAL PARK（セントラルパーク）」がアデン湾において何者かに乗っ取られたとの情報を受け、海賊対処部隊のP-3C及び護衛艦「あけぼの」が現場に急行し、米軍艦艇「メイソン」及び韓国艦艇「ヤン・マンチュン」と共に警戒監視・情報収集を行いつつ、海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し迅速に現場で得た情報を提供する等の対応を実施した。</p>
7	<p>2023年12月16日、ブルガリアの会社が運航するマルタ船籍の貨物船「RUEN（ルーエン）」が、アラビア海において海賊に乗っ取られたとの情報を受け、海賊対処部隊の護衛艦「あけぼの」が当該船舶に対する情報収集及び動静監視を行い、海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し現場で得た情報を提供する等の対応を実施した。なお、当初は当該船舶の動静監視を護衛艦「あけぼの」が対応し、その後、スペイン海軍艦艇「VICTORIA」に対応を引き継ぎ、元の任務に復帰した。</p>
8	<p>2024年1月15日、アデン湾において、米国の会社が運航するマーシャル諸島船籍の「GIBRALTAR EAGLE」が対艦弾道ミサイルによる攻撃を受けたとの情報を受け、海賊対処部隊の護衛艦「あけぼの」の艦載ヘリが当該船舶と通信を行い、海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し現場で得た情報を提供する等の対応を実施した。</p>
9	<p>2024年2月7日、ソマリア沖において、イラン船籍の漁船「AL AMEEN」が海賊疑いの小型船舶から攻撃を受けているとの情報を受け、海賊対処部隊の護衛艦「あけぼの」が現場海域に向かい、「あけぼの」及び同艦載ヘリは警戒監視及び情報収集活動を実施した。その後、「あけぼの」は当該船舶と通信を行い、当該船舶の安全は既に確保されており、支援の必要がないことを確認し、当該情報を海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し提供する等の対応を実施した。</p>
10	<p>2024年3月21日、アラビア海において、UAEの会社が運航するリベリア船籍のタンカー「YAMILAH Ⅲ」が、武器を搭載した小型船舶数隻からつきまといを受けているとの情報を受け、海賊対処部隊のP-3Cが現場海域に向かい、当該船舶と通信を行い、乗員及び船体の安全を確認し、当該情報を海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し提供する等の対応を実施した。</p>
11	<p>2024年6月17日、アデン湾において、ギリシャの会社が運航する商船「SUMMER LADY」が、小型船舶からつきまといを受けているとの情報を受け、海賊対処部隊のP-3Cが現場海域に向かい、当該船舶と通信を行うとともに当該船舶周辺の警戒監視を実施した。P-3Cは、当該船舶に被害がない旨及び周辺の安全を確認し、海賊対処を任務とする第151連合任務群に対し現場で得た情報を提供する等の対応を実施した後、元の任務に復帰した。</p>

**リサイクル適性** (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。